

平成 1 9 年度

奈良県の男女共同参画

奈良県生活環境部男女共同参画課

はじめに

少子・高齢化の進展や社会経済情勢が急速に変化する中で、豊かで活力ある社会を実現するためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず一人ひとりがその個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

男女共同参画社会の実現は、21世紀の社会を決定する重要かつ緊急な課題であるとして、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的・計画的に推進するため、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が平成12年に策定され、平成17年には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

本県においても、このような国の取組と連動しながら、平成13年7月に「奈良県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成14年2月に「なら男女共同参画プラン21（奈良県男女共同参画計画）」を、さらに、平成18年3月には「なら男女GENKIプラン（奈良県男女共同参画計画【第2次】）」を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進に努めているところです。

本書は、「奈良県男女共同参画推進条例」の規定に基づき、「なら男女GENKIプラン」の推進状況を明らかにするために、計画の基本目標ごとに各部局の男女共同参画関連施策、県内市町村の推進状況等についてとりまとめた年次報告書です。

本書を通じて、多くの方々に男女共同参画に関する理解と認識を深めていただくとともに、行政はもとより県民、事業者等が一体となって男女共同参画社会づくりを進めていくための参考資料としてご活用いただければ幸いです。

平成20年1月

奈良県生活環境部長 松 永 久 典

目 次

第1章 「なら男女GENKIプラン」の推進状況

1	男女共同参画推進体制図	1
2	「なら男女GENKIプラン」施策体系	2
3	計画が目指す目標値について	4
3	施策体系別 事業の概要	6
	基本目標 あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画	6
	" 男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり	10
	" 男女がともに支えあうライフスタイルの実現	15
	" 男女の人権の尊重	21
	" 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり	27
4	データでみる奈良県の男女共同参画	32

第2章 市町村における推進状況

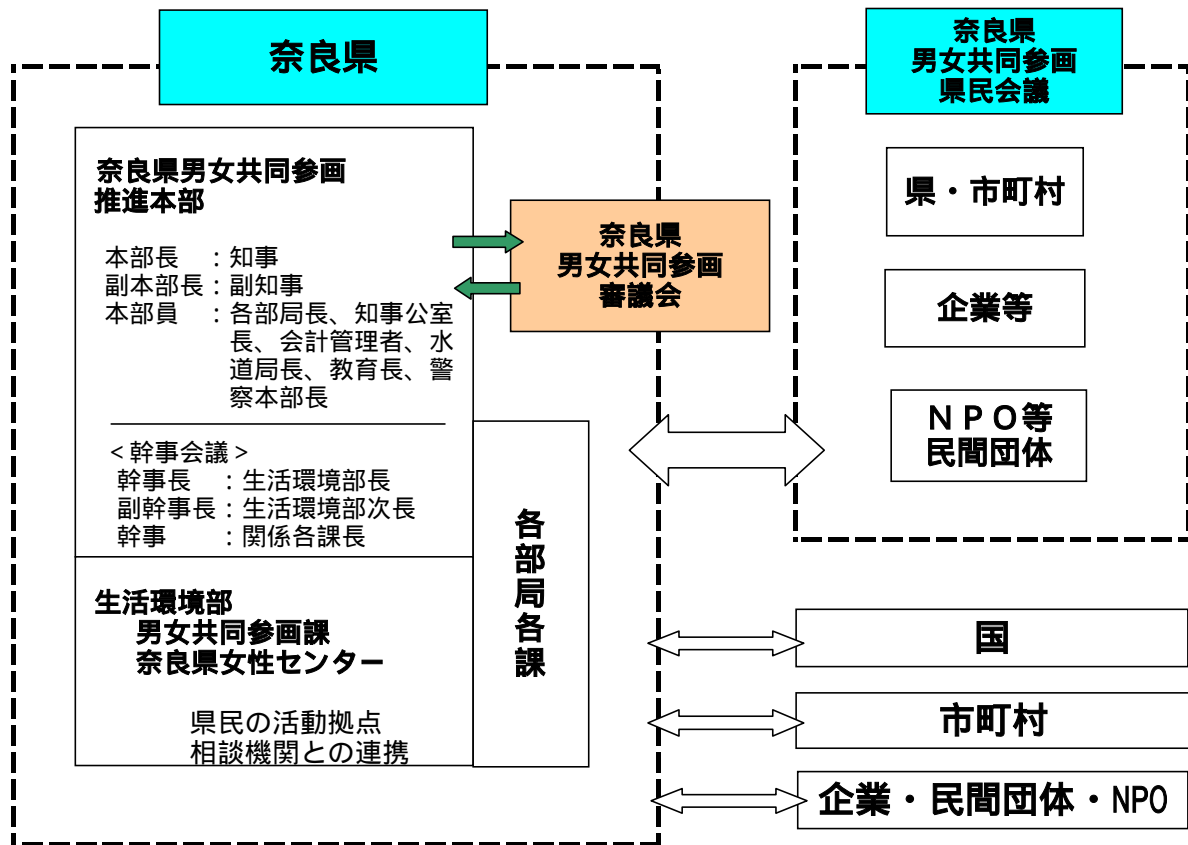
1	推進体制等	40
2	相談体制	42
3	女性の登用状況	43

第3章 参考資料

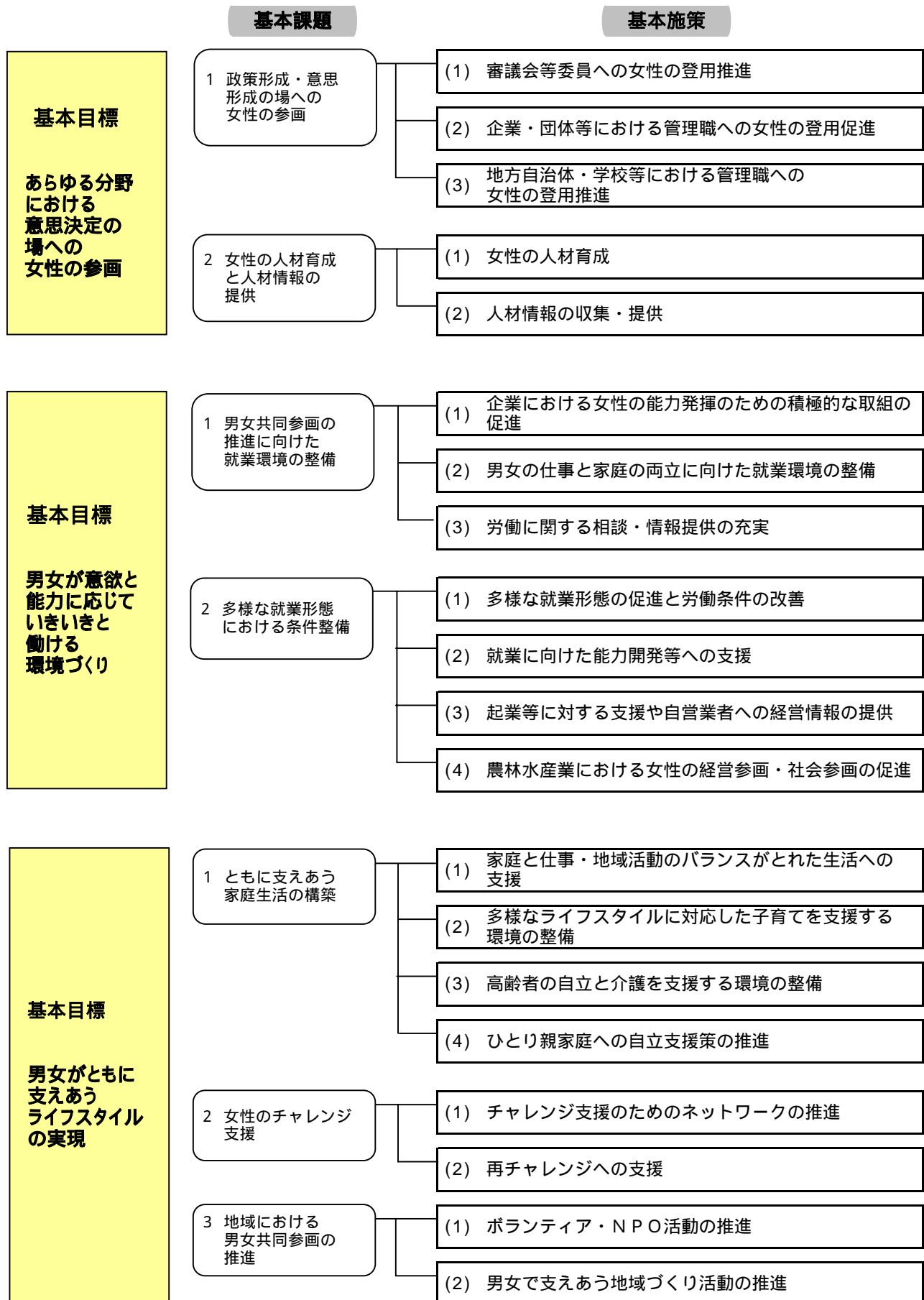
奈良県男女共同参画推進条例	45
奈良県男女共同参画審議会設置要綱	48
奈良県男女共同参画推進本部設置要綱	50
奈良県男女共同参画県民会議設置要綱	52
男女共同参画社会基本法	54
男女共同参画政策のあゆみ	58
平成19年度 男女共同参画課事業の概要	60
平成19年度 女性センター事業の概要	62
市町村男女共同参画・女性行政担当課(室)一覧	64
都道府県・政令指定都市男女共同参画担当課(室)一覧	65

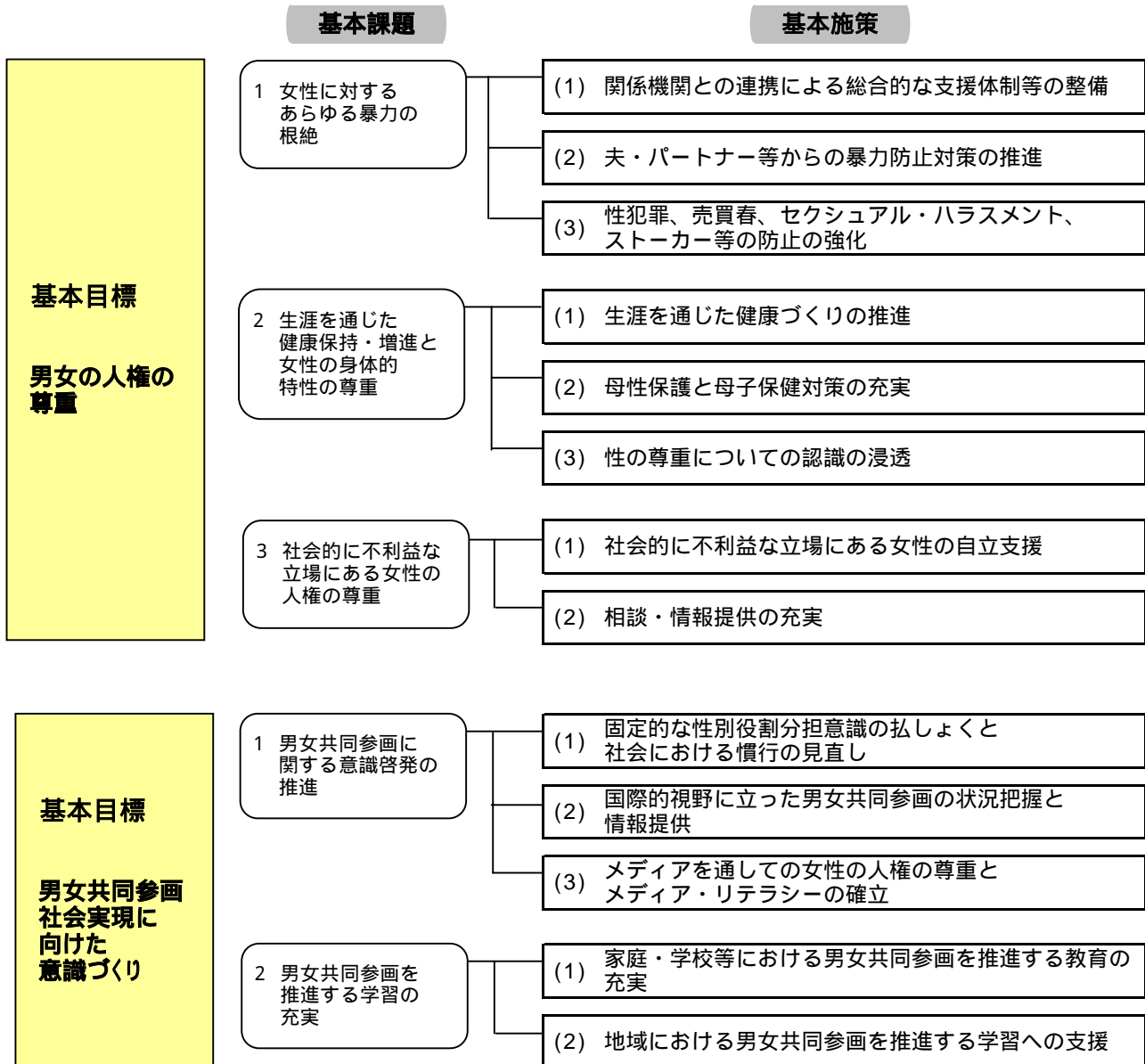
第1章 「なら男女GENKIプラン」の推進状況

1. 奈良県男女共同参画推進体制図



2. 「なら男女GENKIプラン」施策体系





3. 計画がめざす目標について

計画がめざす目標（10年）

目 標	策定当初値	年度・時点	前回値	年度・時点	現況値	年度・時点	目標値 (H27年度)
管理的職業従事者に占める女性の割合	8.8%	H14	8.8%	H14	8.8%	H14	12%
県職員の管理職に占める女性の割合（課長補佐級以上） （医療関係職員、教員、警察職員をのぞく）	5.4%	H17.4.1	5.7%	H18.4.1	6.1%	H19.4.1	8%
女性の就業率（35～49歳）	52.9%	H12	52.9%	H12	57.5%	H17	60%
年齢不問による求人を行う企業の割合	22%	H16	41%	H18	41%	H18	増加
男性の家事関連従事時間（平均1日あたり）	33分	H13	33分	H13	36分	H18	50分

計画がめざす目標（5年）

基本目標	目 標	策定当初値	年度・時点	前回値	年度・時点	現況値	年度・時点	目標値 (H27年度)
基本目標	県審議会等における女性の登用率	30.9%	H17.12.31	30.9%	H18.3.31	31.7%	H19.3.31	女性委員登用率 30%以上を維持
	市町村審議会等における女性の登用率	22.6%	H17.3.31	22.6%	H18.3.31	18.9%	H19.3.31	30%に近づける
	県職員の女性係長職の人数 （医療関係職員、教員、警察職員をのぞく）	61名	H17.4.1	60名	H18.4.1	56名	H19.4.1	女性係長職の増加
	県男性職員の育児休業取得率（警察本部をのぞく）	1.1%	H16	1.1%	H16	1.2%	H18	30% (H21)
	校長・教頭職への女性職員の占める割合（公立のみ）	9.8%	H17.5.1	10.0%	H18.5.1	9.5%	H19.5.1	継続的に増加
基本目標	育児休業制度を規定する企業の割合	72.6%	H17	72.6%	H17	72.6%	H17	80%
	介護休業制度を規定する企業の割合	65.1%	H17	65.1%	H17	65.1%	H17	70%
	働く女性の相談窓口における相談件数	-	(新規)	-	(新規)	83件	H18	500件
	多様就業型ワークシェアリング導入企業の割合	4.9%	H17	4.9%	H17	4.9%	H17	8%
	弾力的労働時間制度を採用する企業の割合	42.6%	H15	59.5%	H18	59.5%	H18	50%
	女性の技能検定合格者数	681人	H17	681人	H17	770人	H18	1,400人
	SOHO事業者支援コーナーの登録事業者数	63件	H18.3.3	63件	H18.3.3	11件	H19.3.31	継続的に増加
	しごとセンター相談件数	20,263件	H16	18,553件	H17	18,425件	H18	100,000件 (H18～22)
家族経営協定締結数	109件	H16	113件	H17	117件	H18	140件	

基本目標	目 標	策定	年度	前回値	年度	現況値	年度	目標値
		当初値	時点		時点		時点	(H22年度)
基本目標	年次有給休暇取得日数	7.2日	H15	7.6日	H18	7.6日	H18	増加
	企業における女性の育児休業取得率	66.9%	H17	66.9%	H17	66.9%	H17	80%
	放課後児童クラブ数	174箇所	H17	179箇所	H18	187箇所	H19	187箇所 (H21)
	休日保育事業実施箇所数	4箇所	H17	4箇所	H17	5箇所	H18	18箇所 (H21)
	一時保育事業実施箇所数	46箇所	H17	46箇所	H17	52箇所	H18	60箇所 (H21)
	地域子育て支援センター設置箇所数	25箇所 (24市町村)	H17	25箇所 (24市町村)	H17	26箇所 (23市町村)	H18	33箇所 (H21)
	ファミリー・サポート・センター設置市町村数	4市	H17	4市	H17	5市	H18	13市町村 (H21)
	ヘルパー養成数	30,807人	H3～16 計	35,122人	H3～17 計	37,832人	H3～18 計	46,000人 (H3～22計)
	女性のチャレンジ支援関連講座受講者数	239人	H17	239人	H17	385人	H18	1,200人 (H18～22計)
	女性センター「チャレンジサイトなら」アクセス数	5,003件	H17.4～ H18.1月	6,064件	H17.4～ H18.3	5,796件	H18.4～ H19.3	18,000件 (H18～22計)
	奈良ボランティアネットアクセス件数	72,312件	H16	81,927件	H17	244,463 件	H18	100,000件
	男女共同参画リーダー養成講座受講生のいる市町村の 全市町村に占める割合	56.4%	H17	61.5%	H18	61.5%	H18	100% (H21)
基本目標	DV防止サポーター育成講座受講者数	56人	H17	56人	H17	106人	H18	350人 (H18～22計)
	幼稚園・小学校における防犯訓練・防犯教室の実施率	78.6%	H17	78.6%	H17	82.1%	H18	100%
	学校に対する非行防止教室等の実施率	74.2%	H17	74.2%	H17	77.6%	H18	80%
	基本健康診査受診率	49.4%	H16	47.6%	H17	47.6%	H17	50%を維持しつつ 計画的に増加
	エイズ等感染症に関する学習を実施している学校の割合 (教科の保健学習を除く)	19%	H16	19%	H16	19%	H16	30%
	外国人相談件数	1,387件	H16	510件	H17	470件	H18	1,600件
	母子家庭等就業・自立支援センター相談件数	1209人	H16	3901人	H17	4467人	H18	増加
	雇用指導員による企業への巡回指導訪問件数	696企業	H16	668企業	H17	679企業	H18	訪問数の増加
基本目標	人権相談ネットワークに参画する実施機関の数	88機関	H17	87機関	H18	87機関	H19	100機関
	県民会議における企業・団体の男女共同参画推進 取組事業数	79	H16	84	H17	58	H18	100
	子育て企業フォーラム、市町村の家庭教育学級、教職員研修 への家庭教育を支援できる人材の派遣回数	86回	H16	77回	H17	94回	H18	計画的に 増加させる
	教職員における男女共同参画に関する研修の受講者数	962人	H13～16 合計	1,142人	H13～17 合計	1,684人	H13～18 合計	計画的に 増加させる
その他	若者の自立を図るキャリア教育の推進 (職場体験、インターンシップ等体験実施校の割合)	小 - % 中 89.7% 高 90.7%	H17	小 - % 中 90.7% 高 92.3%	H18	小 - % 中 90.7% 高 92.3%	H18	100%
その他	男女共同参画計画策定市町村の割合	30.8%	H17	30.8%	H18	30.8%	H19	40%

4. 施策体系別 事業の概要

基本目標 あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画

- 1. 政策形成・意思形成の場への女性の参画

基本施策	具体的施策
(1) 審議会等委員への女性の登用推進	審議会等委員への女性の登用推進
(2) 企業団体等における管理職への女性の登用促進	民間企業、各種団体、組合、ボランティア・NPO、PTA、自治会等における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進に向けた啓発 男女共同参画を推進する企業・団体等の実践事例の積極的な情報提供
(3) 地方自治体・学校等における管理職への女性の登用推進	管理職をはじめとする職員等への意識啓発 女性管理職の計画的な人材育成・職域のさらなる拡大 女性職員の増加を図るため、女性の係長職への登用をさらに推進 校長、教頭職への女性教員の登用推進 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進による仕事と家庭の両立、男性の育児休業取得促進、男性も含めた働き方の見直し施策の実施 女性登用に有効な情報提供等の充実 情報提供などによる市町村の取組への支援

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
県審議会等委員への女性の登用推進 [行政経営課] [男女共同参画課] (-) 施策 (1)-	審議会等委員選任指針に基づき、各審議会等の女性委員登用率の維持・向上を図る。 女性人材情報等の積極的な提供。	県の審議会等における女性委員の登用率 31.7% (平成18年度末現在) 対象数149 (うち活動休止 14)
市町村審議会等委員への女性の登用促進支援 [男女共同参画課] (-) 施策 (1)-	市町村の審議会等における女性委員の登用が促進されるよう、情報提供等による支援を行う。	市町村の審議会等における女性委員の登用率 18.9% (平成18年度末現在)
男女共同参画県民会議事業 [男女共同参画課] (679) 施策 (2)-	男女共同参画社会の実現に向けての社会的気運を盛り上げるため、県民・事業者・関係団体・市町村等が一体となって男女共同参画社会を推進していく体制づくりとして県民会議を設置し、それぞれの立場で自主的に男女共同参画に関する事業に取り組んでもらうことで、男女共同参画の浸透及び定着を図る。 奈良県男女共同参画県民会議の開催 ・総会 年2回 ・部会 事業推進部会 年2回 啓発推進部会 年2回 ・委員会 男女のライフスタイルを考える委員会 年2回 女性のチャレンジ推進委員会 年2回 ・男女共同参画県民会議通信「すてっぷ」第6号の発行 15,000部	奈良県男女共同参画県民会議の開催 ・総会 5月30日、3月12日 ・部会 事業推進部会 7月12日、11月28日 啓発推進部会 7月4日、11月13日 ・委員会 男女のライフスタイルを考える委員会 8月3日、11月7日 仕事と家庭の両立委員会 8月4日、10月4日、11月8日 ・男女共同参画県民会議通信「すてっぷ」第5号の発行 15,000部 男女共同参画県民フォーラム開催 日 時：平成18年7月1日 場 所：奈良県文化会館（奈良市） 内 容：基調講演、パネルディスカッション 参加者：200名
仕事と家庭が両立できる環境づくり事業 [男女共同参画課] (-) 施策 (2)-	(雇用労政課の新規事業「職場環境整備普及啓発事業」の一部として実施)	男女ともに仕事と家庭の両立ができる環境づくりを促進するため、事業者や経営者層に向けた意識啓発を実施。 仕事と家庭の調和セミナーの開催 平成18年10月20日、平成19年3月12日 春日野荘、参加者各100名 企業内出前講座の実施 平成18年10月12日 奈良県病院協会 参加者60名 平成19年3月22日 シャープ(株) 参加者130名

事業名 <small>〔担当課〕/〔H19予算：千円〕</small>	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
職場環境整備普及啓発事業 〔雇用労政課〕 (1,424) 施策 (2)-	育児・介護との両立や、男女がともに働きやすい環境など仕事と生活の調和のとれた柔軟かつ多様な働き方ができる職場環境の整備。 (1) 推進情報誌の発行 職場環境整備にかかる施策や取組事例等の情報提供。 ・回数等 年6回 各1,300部 ・配布先 事業所、市町村、関係機関・団体 ・内容 職場づくりに関する情報 (2) 職場環境調査の実施 県内事業所の職場環境の状況を把握し、普及活動の基礎資料とする。 ・期日 毎年9月末現在 (3) セミナーの開催 職場環境整備について、事業主や労働者等の理解を深める。 ・仕事と家庭の両立支援セミナー ・多様な働き方推進セミナー ・仕事と暮らしの調和セミナー ・出張労働安全衛生セミナー	
労働教育事業 〔雇用労政課〕 (-) 施策 (2)-	(新規事業「職場環境整備普及啓発事業」の一部として実施)	セミナー参加者数296名 労働時報：年6回発行 ろうせいハンドブック：H19.3月作成
管理職を対象とした研修の検討・実施 〔自治能力開発センター〕 (16,799)の一部 施策 (3)-	性別にとらわれない人材の育成・活用を進めるため、管理職に対する研修の実施 管理者レベル1研修(新任課長補佐級職員) 管理者レベル2研修(新任課長級職員) 人権問題研修(県及び市町村役付職員)	性別にとらわれない人材の育成・活用を進めるため、管理職に対する研修の実施 管理者レベル1研修(新任課長補佐級職員) 67名 管理者レベル2研修(新任課長級職員) 49名 人権問題研修(県及び市町村役付職員) 206名
係長級への女性登用の推進 〔人事課〕 〔(教)総務福利課〕 〔(教)教職員課〕 (-) 施策 (3)-	将来の管理職としての資質を育成することを視野に入れた登用推進	将来の管理職としての資質を育成することを視野に入れた登用推進
奈良県特定事業主行動計画の推進 〔人事課〕 〔(教)総務福利課〕 〔(教)教職員課〕 (-) 施策 (3)-	・職場環境の整備、子育て応援ハンドブックの周知 ・育児休業等の取得促進(育児休業中の職員への情報提供システムの運用、男性の育休取得促進) ・働きやすい職場環境づくり(時間外勤務の縮減、有給休暇取得促進)	・職員向けに「子育て応援ハンドブック」を配布 ・育児休業中の職員への情報提供システムを構築 ・男性職員へ育休取得声かけの実施 ・時間外勤務の縮減 ・有給休暇取得促進

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
市町村男女共同参画・女性行政推進事業 [男女共同参画課] (940)の一部 施策 (3)-	市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議を開催。市町村における男女共同参画計画策定など諸施策の推進に向けた情報提供及び意見交換等を行う。 時期：平成19年6月14日 場所：奈良県社会福祉総合センター	市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議を開催。市町村における男女共同参画計画策定など諸施策の推進に向けた情報提供及び意見交換等を行った。 時期：平成18年6月9日 場所：奈良県社会福祉総合センター

事業一覧（再掲事業を含む。 < >内は対応するプランの施策）

<p>[人事課] 女性職員の人材育成・職域拡大の推進<(3)- > 係長級への女性登用の推進<(3)- > 奈良県特定事業主行動計画の推進<(3)- > 女性登用に有効な情報提供の充実<(3)- > [自治能力開発センター] 管理職を対象とした研修の検討・実施<(3)- > 女性公務員の人材育成・研修の充実<(3)- > [行政経営課] 県審議会等委員への女性の登用推進<(1)- > [男女共同参画課] 県審議会等委員への女性の登用推進<(1)- > 市町村審議会等委員への女性の登用促進支援<(1)- > 男女共同参画県民会議事業<(2)- > 仕事と家庭が両立できる環境づくり事業<(2)- > 働く女性の支援・対策事業<(2)- ></p>	<p>女性センター情報・相談事業（情報誌の発行）<(2)- > 庁内推進体制の整備<(3)- > 市町村男女共同参画・女性行政推進事業<(3)- > 女性センター講座・セミナー事業 （市町村男女共同参画担当者研修会）<(3)- > [雇用労政課] 職場環境整備普及啓発事業<(2)- > 労働教育事業<(2)- > [(教)総務福利課] 女性職員の人材育成・職域拡大の推進<(3)- > 係長級への女性登用の推進<(3)- > 奈良県特定事業主行動計画の推進<(3)- > 女性登用に有効な情報提供の充実<(3)- > [(教)教職員課] 教育長会や校長会での啓発<(3)- > 係長級への女性登用の推進<(3)- > 管理職選考試験<(3)- > 奈良県特定事業主行動計画の推進<(3)- ></p>
---	---

- 2 . 女性の人材育成と人材情報の提供

基本施策	具体的施策
(1) 女性の人材育成	女性の人材育成のための講座・セミナー等の充実 地域おこし、まちづくりを担う女性リーダーの育成 人権啓発に伴う身近なリーダー・指導者の養成
(2) 人材情報の収集・提供	女性の人材に関する情報収集と提供機能の充実 女性が参画した地域づくりの優良事例の情報提供

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
女性センター講座・セミナー事業 [男女共同参画課] (1,533) 施策 (1)-	女性のチャレンジ支援、男女共同参画の啓発、人材育成等各分野の講座・セミナーを開催し、学習機会を提供する。 ・女性のためのチャレンジ講座 ・チャレンジモデルセミナー ・男女共同参画いきいきサポーター養成講座 ・DV被害者支援を考える講座 ・市町村男女共同参画行政担当者研修	女性のチャレンジ支援、男女共同参画の啓発、人材育成等各分野の講座・セミナーを開催し、学習機会を提供した。 ・女性のためのチャレンジ発見講座50名 ・チャレンジモデルセミナー124名 ・男女共同参画いきいきサポーター養成講座33名 ・DV被害者支援を考える講座106名 ・市町村男女共同参画行政担当者研修39名 ・女性のための再就職チャレンジ講座28名
人権啓発に関する人材養成事業 [人権施策課] (513) 施策 (1)-	県・市町村職員あるいは地域のリーダーである自治会長を対象に、人権に関する広範な知識と時代に即した研修を実施することにより、職場研修・地域研修・懇談会等に活用し得る資質の向上を図る	開催内容： 行政職員人権啓発初任者研修 行政職員人権啓発学習講座 人権啓発地域住民指導者養成講座 参加者数：延べ471人
人権啓発指導者養成事業 [人権施策課] (3,500) 施策 (1)-	人権啓発リーダー養成事業 一般県民を対象に、身近な人権問題に気づき、その解決に向けた取組ができる地域における人権啓発リーダーを養成するための講座を開催する。 人権のまちづくりコーディネーター養成講座 人権を基本としたまちづくりを実現するため、地域におけるコーディネーターの資質を備えた市町村職員を養成するための講座を開催する。	
女性人材バンク事業 [男女共同参画課] (146) 施策 (2)-	政策決定・意思決定の場への女性の登用、あらゆる社会活動への女性の参画を促進するため、女性人材情報を収集し、庁内・市町村に提供する。	政策決定・意思決定の場への女性の登用、あらゆる社会活動への女性の参画を促進するため、女性人材情報を収集し、庁内・市町村に提供した。 登録者数508人（平成19年3月末現在）
知事と女性リーダーとの談話会 [男女共同参画課] (-) 施策 (2)-		県政懇話会の一環として、女性リーダーの立場から県の地域課題や将来像を語り合う懇話会を開催。 ・平成18年8月9日 ・女性リーダー11名参加

事業一覧（再掲事業を含む（細字で表記） < >内は対応するプランの施策）

[人権施策課]

人権啓発に関する人材養成事業<(1)- >

人権啓発・教育コーディネーター養成事業<(1)- >

人権啓発指導者養成事業<(1)- >

[男女共同参画課]

女性センター講座・セミナー事業<(1)- >

女性人材情報バンク事業<(2)- >

知事と女性リーダーとの談話会<(2)- >

「チャレンジサイトなら」の運営<(2)- >

働く女性の仕事と家庭の両立モデル事例集作成事業<(2)- >

基本目標 男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり

- 1 . 男女共同参画の推進に向けた就業環境の整備

基本施策	具体的施策
(1) 企業における女性の能力発揮のための積極的な取組の促進	「男女雇用機会均等法」の周知徹底 男女共同参画を進める事業所の実践事例の情報提供 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に向けた啓発 セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮と周知徹底
(2) 男女の仕事と家庭の両立に向けた就業環境の整備	育児・介護休業制度の普及定着に向けた啓発 短時間勤務、フレックス・タイム制等の普及促進に向けた啓発 時間外労働の是正、年次有給休暇の取得推進など労働時間短縮に向けた啓発 育児・介護休業取得者への生活支援のための融資 「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」（妊娠・出産後の健康管理に関する規定）などの母性保護に関する法律の周知徹底
(3) 労働に関する相談・情報提供の充実	関係機関との連携による相談体制の充実 セクシュアル・ハラスメント等労働に関する相談体制の充実 仕事と子育て等の両立のための相談・情報提供の充実

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
職場環境整備普及啓発事業 [雇用労政課] (1,424) 再掲[1-1-(2)-]	育児・介護との両立や、男女がともに働きやすい環境など仕事と生活の調和のとれた柔軟かつ多様な働き方ができる職場環境の整備。 (1) 推進情報誌の発行 職場環境整備にかかる施策や取組事例等の情報提供。 ・回数等 年6回 各1,300部 ・配布先 事業所、市町村、関係団体等 ・内容 職場づくりに関する情報 (2) 職場環境調査の実施 県内事業所の職場環境の状況を把握し、普及活動の基礎資料とする。 ・調査期日 毎年9月末現在 (3) セミナーの開催 職場環境整備について、事業主や労働者等の理解を深める。 ・仕事と家庭の両立支援セミナー ・多様な働き方推進セミナー ・仕事と暮らしの調和セミナー ・出張労働安全衛生セミナー	
労働教育事業 [雇用労政課] (-) 再掲[1-1-(2)-] 施策(1)-	(新規事業「職場環境整備普及啓発事業」の一部として実施)	セミナー参加者数296名 労働時報：年6回発行 るっせいハンドブック：H19.3月作成
男女共同参画県民会議事業 [男女共同参画課] (679) 再掲[1-1-(2)-] 施策(1)-	男女共同参画社会の実現に向けての社会的気運を盛り上げるため、県民・事業者・関係団体・市町村等が一体となって男女共同参画社会を推進していく体制づくりとして県民会議を設置し、それぞれの立場で自主的に男女共同参画に関する事業に取り組んでもらうことで、男女共同参画の浸透及び定着を図る。 奈良県男女共同参画県民会議の開催 ・総会 年2回 ・部会 事業推進部会 年2回 啓発推進部会 年2回 ・委員会 男女のライフスタイルを考える委員会 年2回 女性のチャレンジ推進委員会 年2回 ・男女共同参画県民会議通信「すてっぷ」第6号の発行 15,000部	奈良県男女共同参画県民会議の開催 ・総会 5月30日、3月12日 ・部会 事業推進部会 7月12日、11月28日 啓発推進部会 7月4日、11月13日 ・委員会 男女のライフスタイルを考える委員会 8月3日、11月7日 仕事と家庭の両立委員会 8月4日、10月4日、11月8日 ・男女共同参画県民会議通信「すてっぷ」第5号の発行 15,000部 男女共同参画県民フォーラム開催 日 時：平成18年7月1日 場 所：奈良県文化会館（奈良市） 内 容：基調講演、パネルディスカッション 参加者：200名

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
社員・シャイン職場づくり推進事業 [雇用労政課] (800) 施策 (2)-	柔軟かつ多様な働き方ができる職場づくりに取り組む「社員・シャイン職場づくり推進企業」を募集・登録し、企業の取組事例などを県HPなどで広く周知し、県内企業の働きやすい職場づくりの取組を促進する。また、登録企業の中から審査により、年3社程度を表彰する。	
勤労者生活支援資金融資事業 [雇用労政課] (892) 施策 (2)-	育児・介護休業中の勤労者の生活安定を図るとともに、育児介護休業制度のより一層の利用促進に資する融資の実施。 労働者が臨時又は緊急な事由により資金需要をきたした場合の融資の実施。 育児・介護休業生活資金融資 資金使途：休業中の生活費 貸付利率：1.6% 貸付期間：5年以内（据置1年以内） 貸付限度額 育児1,000千円 介護 600千円 生活支援資金融資 資金使途：教育費、医療費 貸付利率：1.6% 貸付期間：5年以内（据置1年以内）	育児・介護休業生活支援資金融資 貸付実績0件 生活支援資金融資 貸付実績1件
労使安定促進事業 [雇用労政課] (992) 施策 (3)-	労働相談窓口の運営	労働相談件数：320件
働く女性の支援・対策 [男女共同参画課] (4,344) 施策 (3)-	女性が継続就労できるように必要な職場環境についての調査研究を実施し、女性が働き続けられる要因と優良企業の取組事例を県内事業所や働く女性へ情報提供。 働く女性のための相談窓口において仕事と家庭の両立等に関する各種相談に対応。（女性センター） 1．女性の継続就労調査研究 情報交換会開催 3回 2．働く女性への広報啓発 啓発リーフレットの発行 部数10,000部 年3回 3．働く女性のための情報相談 はたらく女性応援サイトならの開設 働く女性の相談窓口（面接相談）	女性が継続就労できるように必要な職場環境についての調査研究を実施し、女性が働き続けられる要因と優良企業の取組事例を県内事業所や働く女性へ情報提供するとともに、「働く女性の支援ガイドブック」作成等の情報提供を行った。 また、働く女性のための相談窓口を設置し、仕事と家庭の両立等に関する各種相談に対応した。（女性センター） 1．女性の継続就労調査研究 情報交換会の開催 3回 働く女性支援ガイドブックの発行 部数 3,000部 2．働く女性のための情報相談 働く女性の相談窓口の設置 H18.7～ 相談件数83件
働く女性の仕事と家庭の両立モデル事例集作成事業 [男女共同参画課] (-) 施策 (3)-	（事業廃止）	働く女性の仕事と家庭の両立のための工夫、女性の継続就労や能力発揮のための事業所の取組を紹介した事例集を作成。 （女性センター） ・働く女性の仕事と家庭の両立体験談 部数 6,000部

事業一覧（再掲事業を含む。 < >内は対応するプランの施策）

[男女共同参画課]

男女共同参画県民会議事業<(1)- >
働く女性の支援・対策事業<(1)- , (3)- >
働く女性の仕事と家庭の両立モデル事例集作成事業<(1)- , (3)- >
女性センター情報・相談事業（情報誌の発行）<(1)- >
女性に対する暴力防止対策事業<(1)- >

[雇用労政課]

社員・シャイン職場づくり推進事業<(2)- >
職場環境整備普及啓発事業
<(1)- , (2)- >
労働教育事業<(1)- , (2)- >
勤労者生活支援資金融資事業<(2)- >
労使安定促進事業<(3)- >

- 2 . 多用な就業形態における条件整備

基本施策	具体的施策
(1) 多用な就業形態の促進と労働条件の改善	ワークシェアリングの普及推進 「労働基準法」の周知徹底 「パートタイム労働法及び指針」の周知徹底 「派遣元及び派遣先が講ずべき措置に関する指針」の周知徹底 「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知徹底 「雇用対策法」における求人の際の年齢制限是正の努力義務について周知徹底
(2) 就業に向けた能力開発等への支援	再就職に向けた相談・情報提供、講習の充実 企業の人材ニーズに対応した多様な職業訓練の実施 職業訓練生の就職支援 キャリアアップ、スキルアップのための技能検定機会の提供 就職に必要なパソコン等の技術講習会の開催 ジョブ・カフェを拠点とした若年層の就業相談、情報提供、セミナーの実施
(3) 起業等に対する支援や自営業者への経営情報の提供	起業に関する知識・技術を習得する機会の提供 起業家・自営業者等への情報提供と相談機能の充実 起業家・自営業者等への資金供給のための融資 起業家・自営業者等の交流・連携の促進 情報通信機器を活用したSOHOの支援 コミュニティビジネスの育成支援
(4) 農林水産業における女性の経営参画・社会参画の促進	農林業に携わる女性の技術習得、人材育成の促進 家族経営協定締結の推進による就業環境の整備 農業における女性の経営参画の促進 研修やコンサルティング等の実施による農業を核とした起業支援

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
ワークシェアリング普及促進事業 [雇用労政課] (199) 施策(1)-	・ワークシェアリング普及会議の運営 ・多様な働き方導入支援アドバイザー派遣	・普及会議 H19.3月開催 ・アドバイザー派遣 企業4社(8回)
職場環境整備普及啓発事業 [雇用労政課] (1,424) 再掲[1-1-(2)-] 施策(1)-	育児・介護との両立や、男女がともに働きやすい環境など仕事と生活の調和のとれた柔軟かつ多様な働き方ができる職場環境の整備。 (1) 推進情報誌の発行 職場環境整備にかかる施策や取組事例等の情報提供。 ・回数等 年6回 各1,300部 ・配布先 事業所、市町村、関係機関等 ・内容 職場づくりに関する情報 (2) 職場環境調査の実施 県内事業所の職場環境の状況を把握し、普及活動の基礎資料とする。 ・期日 毎年9月末現在 (3) セミナーの開催 職場環境整備について、事業主や労働者等の理解を深める。 ・仕事と家庭の両立支援セミナー ・多様な働き方推進セミナー ・仕事と暮らしの調和セミナー ・出張労働安全衛生セミナー	
労働教育事業 [雇用労政課] (-) 再掲[1-1-(2)-] 施策(1)-	(新規事業「職場環境整備普及啓発事業」の一部として実施)	セミナー参加者数:296名 労働時報:年6回発行 ろうせいハンドブック:H19.3作成

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
i センター運営事業 [雇用労政課] (30,628) 施策 (2)-	奈良しごとiセンター 相談員5人 高田しごとiセンター 相談員3人 各種職業情報提供・職業相談実施・職業情報強化事業 「しごと情報ネット」等を利用した各種職業情報の提供 就職支援技術講習会の実施 ・パソコン定員192人 ・医療事務定員60人	相談件数：奈良8,407件、高田10,018件 インターネット検索利用者数：奈良323人、高田274人
中高年等再就職支援事業 [雇用労政課] (34,853) 施策 (2)-	中高年齢求職者の職業能力開発を行うため、民間職業訓練施設等を活用した施設外訓練を実施 経理・ビジネス等 7コース×20名 訓練生の就職支援業務を行う巡回就職支援指導員 1名配置	経理、ビジネス等(7コース)実施 ・受講135人 ・修了120人 ・就職70人
若年者雇用対策推進事業 [雇用労政課] (2,467) 施策 (2)-	・ワンストップサービスセンター「ならジョブカフェ(ヤングコーナー)」の運営 ・高校生を対象とした就職フォーラム「ジョブサマースクール」の開催 ・若年未就職者を対象とした就職基礎能力向上講座の実施	ジョブサマースクール参加者数：474人 高校生企業合同説明会参加者数：194人 未就職者ステップアップ事業利用者数：26人 カウンセリング利用件数：1,773件 ミニセミナー受講者数：313人 就職者数：307人(うち常用197人)
創業者事業化促進支援事業(中小企業支援センター事業) [工業支援課] (563) 施策 (3)-	県内で創業の計画がある起業家や創業直前・直後の起業家を対象に、経営に関する実践的な知識の習得、個別課題の解決策、資金調達・販路開拓の支援の場を提供。 ・開催時期 8月～11月 ・事業内容 ゼミ7回 個別コンサル4回	県内で創業の計画がある起業家や創業直前・直後の起業家20名を対象に、経営に関する実践的な知識の習得、個別課題の解決策、資金調達・販路開拓の支援の場の提供。 ・開催時期 9月～11月 ・事業内容 ゼミ6回 個別コンサル3回
SOHO事業者支援事業(中小企業支援センター事業) [工業支援課] (-) 施策 (3)-	県内SOHO事業者と中小企業が受発注取引や幅広い企業内交流を行える場として、中小企業支援センターホームページ上にSOHO事業者の支援コーナーを開設し運用している。	中小企業支援センターホームページ上にSOHO事業者の紹介コーナーを設け、情報発信を支援した。
地域支え合いカンパニー支援事業 [長寿社会課] (3,437) 施策 (3)-	高齢者グループ(60歳以上が過半数)による起業に対する支援 ・地域支え合いカンパニー支援事業 ・地域支え合いカンパニー創設支援事業 ・運営主体：(財)健やか奈良支援財団	高齢者グループ(60歳以上が過半数)による起業に対する支援 ・地域支え合いカンパニー支援事業 ・地域支え合いカンパニー創設支援事業 ・運営主体：(財)健やか奈良支援財団

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
女性活動促進事業 [農業水産振興課] (877) 施策 (4)-	家族経営協定の締結等により男女共同参画社会を推進し、農村地域のリーダーとして活躍し得る女性に対して、能力の高度化を図るための研修を実施する。 ・次世代リーダー支援研修 ・女性起業活動高度化研修	・次世代リーダー支援研修(14回延318名) ・女性企業活動高度化研修(19回延338名)

事業一覧 (再掲事業を含む。 < >内は対応するプランの施策)

[長寿社会課]

地域支え合いカンパニー支援事業<(3)- >

[商工課]

商工会等女性部育成事業<(3)- >

[工業支援課]

創業者事業化促進支援事業(中小企業支援センター事業)<(3)- >

やまと創業インキュベータ運営事業(奈良)<(3)- >

やまと創業インキュベータ運営事業(大和高田)<(3)- >

中小企業経営革新コンサルティング事業<(3)- >

総合相談窓口事業(中小企業支援センター事業)<(3)- >

S O H O事業者支援事業(中小企業支援センター事業)<(3)- >

[金融・商業振興課]

新事業活動促進資金(創業支援)<(3)- >

[林政課]

林業教室の開催<(4)- >

基幹林業就業者等養成・新作業システムオペレーター育成<(4)- >

森林環境教育指導者研修<(4)- >

[雇用労政課]

ワークシェアリング普及促進事業<(1)- >

職場環境整備普及啓発事業<(1)- >

労働教育事業<(1)- >

人権雇用促進対策<(1)- >

iセンター運営事業<(2)- >

中高年等再就職支援事業<(2)- >

職業訓練事業 <(2)- >

訓練生就職支援対策事業<(2)- >

技能向上対策事業<(2)- >

就職支援技術講習事業<(2)- >

若年者雇用対策推進事業<(2)- >

[農業水産振興課]

女性活動促進事業<(4)- >

基本目標 男女がともに支えあうライフスタイルの実現

- 1. とともに支えあう家庭生活の構築

基本施策	具体的施策
(1) 家庭と仕事・地域活動のバランスがとれた生活への支援	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進 男女共同参画県民会議を核とした、職場・地域・家庭等における意識啓発の推進 家族が共同して家事を担うような意識啓発と学習機会の提供 男性の子育てや子どもの教育への参画促進
(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てを支援する環境の整備	保育所等における多様な保育サービスや保育内容の充実 幼稚園における子育て支援の充実 放課後児童クラブの設置促進 市町村における子育て支援拠点づくりの促進 子育てに関する相談・情報提供の充実 子育てにかかる従事者の資質の向上 地域で子どもを育てる活動を推進する指導者、ボランティアの養成 子育てサークル活動促進のためのリーダー養成 子育てサークル間のネットワークづくりのための交流会等の開催 児童虐待防止の総合的な推進
(3) 高齢者の自立と介護を支援する環境の整備	高齢者の就労環境整備 高齢者の自主的活動のきっかけづくりや情報提供 高齢者の持つ知識や経験の有効活用 高齢者の再就職支援 シニア世代の創業・起業支援 女性に偏った介護役割意識の解消と男性の介護への参画促進 介護保険サービス提供事業者への支援 介護保険サービスを担う人材の育成 在宅福祉サービス・施設サービスの充実 介護サービス利用者に分かりやすい情報提供と相談体制の充実 高齢者虐待の防止及び認知症高齢者に対するネットワークの形成
(4) ひとり親家庭への自立支援策の推進	母子・父子家庭への保育サービスや家事援助などの生活支援の実施 母子家庭の母への就業相談や就業支援講習会等の就業支援の充実 母子家庭の母への教育訓練給付金や福祉資金の貸付等の経済支援の実施

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
仕事と家庭が両立できる環境づくり事業 [男女共同参画課] (-) 再掲[1-1-(2)-] 施策 (1)-	(雇用労政課の新規事業「職場環境整備普及啓発事業」の一部として実施)	男女がともに仕事と家庭の両立ができる環境づくりを促進するため、事業者や経営者層に向けた意識啓発を実施。 仕事と家庭の調和セミナーの開催 平成18年10月20日、平成19年3月12日 春日野荘 参加者各100名 企業内出前講座の実施 平成18年10月12日 奈良県病院協会 参加者60名 平成19年3月22日 シャープ(株) 参加者130名
父親の子育て参加促進事業 [少子化対策室] (8,500) 施策 (1)-	カナダで実施された父親の子育て参加推進プロジェクトを調査・検証しモデル事業等の実施により本県への父親の子育て支援サービスの効果的な導入方策を検討。	
「家庭教育・家庭の日」の啓発普及 [青少年課] [(教)教育研究所] (-) 施策 (1)-	・ホームページや各種印刷物へのロゴマーク掲載による「家庭教育・家庭の日」の広報、啓発、趣旨の普及を実施。 ・横断幕、懸垂幕による標語の掲示設置(5カ所)や「絵本ギャラリーin奈良」実行委員会に参画し啓発。(参加者数:約1,800名)、家庭教育の歌「わが家のマーチ」出前合唱・合奏による啓発。	・ホームページや各種印刷物へのロゴマーク掲載による「家庭教育・家庭の日」の広報、啓発、趣旨の普及を実施。 ・横断幕設置(6カ所)や「絵本ギャラリーin奈良」実行委員会に参画し、啓発。(参加者:約2,000名)、家庭教育の歌「わが家のマーチ」出前合唱・合奏による啓発。

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
家庭教育推進事業 [(教)教育研究所] (284) 施策 (1)-	家庭教育への父親の積極的な参加を促すため、「子育て企業フォーラム」を開催し、企業の男性社員等を対象に、家庭教育に対する意識の高揚と積極的な参加を促進。	家庭教育への父親の積極的な参加を促すため、「子育て企業フォーラム」を開催し、企業の男性社員等を対象に、家庭教育に対する意識の高揚と積極的な参加を促進。 (9企業で11回開催.参加者数503人)
放課後児童健全育成事業 [こども家庭課] (278,624) 施策 (2)-	保護者が昼間家庭にいない児童に適正な遊びや生活の場を与えて健全育成を図ることにより、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援。139か所	131クラブ 登録児童数9,326人
地域子育て支援センター事業 [こども家庭課] (134,996) 施策 (2)-	子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談等を行う地域の拠点を拡充することにより、地域全体で子育てを支援する基盤のさらなる形成を図るため事業の経費を補助 ひろば型16ヶ所 センター型25ヶ所	実施箇所 22市町村 24ヶ所
地域組織(母親クラブ)活動育成費補助 [こども家庭課] (1,542) 施策 (2)-	母親等が中心となって、地域社会において児童の健全育成を進めることを目的に形成された組織の活動を支援する市町村に補助。 13組織分	実施箇所 6市町村 13組織
児童虐待防止支援事業 [こども家庭課] (12,110) 施策 (2)-	児童虐待が依然として深刻な状況にあることから、中央こども家庭相談センターにおける24時間365日相談体制、こども支援課による支援体制等子ども家庭相談センターの機能強化、児童虐待防止ネットワークの充実、市町村体制強化支援、広報啓発の推進により、児童虐待への対応を強化。	こども家庭相談センターにおける児童虐待相談件数 570件
仲間づくりのためのグループ・人材情報バンク事業 [長寿社会課] (1,014) 施策 (3)-	地域社会における高齢者の活動を活発化させるため、豊富な知識と経験を有する高齢者やシニアグループの情報収集・提供及び講師派遣を行うとともに、リーダーを中心として、仲間づくりの核となるサークルの情報提供と結成支援を行う。 ・人材バンク事業 ・サークル活動に関する事業 ・ホームページへの登録・更新事業(更新期間:随時更新)	地域社会における高齢者の活動を活発化させるため、豊富な知識と経験を有する高齢者やシニアグループの情報収集・提供及び講師派遣を行うとともに、リーダーを中心として、仲間づくりの核となるサークルの情報提供と結成支援を行った。 ・人材バンク登録事業 ・サークル活動に関する事業 ・仲間づくりのためのシニアリーダーバンク登録者名簿の作成 ・ホームページへの登録・更新事業(更新期間:随時更新)
高齢者総合相談センターの運営 [長寿社会課] (17,352) 施策 (3)-	高齢者及びその家族が抱える保健・福祉・医療等に係る各種の心配ごと、悩みごとに対する相談に応じるとともに、高齢者及びその家族等の福祉増進を図る。 ・設置場所 県社会福祉総合センター4F ・一般相談 生きがい、家族・家庭関係 ・専門相談 法律、税金、年金、医療等	高齢者及びその家族が抱える保健・福祉・医療等に係る各種の心配ごと、悩みごとに対する相談に応じるとともに、高齢者及びその家族等の福祉増進を図った。 ・設置場所 県社会福祉総合センター4F ・一般相談 生きがい、家族・家庭関係 ・専門相談 法律、税金、年金、医療等

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
介護支援専門員等への研修の実施 [長寿社会課] (3,908) 施策 (3)-	全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に要介護認定等が行われるよう認定調査員研修事業等を実施し、資質の向上を図る。 ・認定調査員研修 ・介護認定審査会委員研修 ・介護認定平準化研修 ・主治医研修	全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に要介護認定等が行われるよう、国の制度見直しを踏まえ、認定調査員研修事業等を実施し、資質の向上を図った。 ・介護支援専門員実務従事者基礎研修 ・主任介護支援専門員研修 ・認定調査員研修 ・介護認定審査会委員研修 ・介護認定平準化研修 ・主治医研修
地域包括支援センター運営への支援 [長寿社会課] (6,661) 施策 (3)-	介護保険制度改革に伴い、各市町村において設置されることとなった「地域包括支援センター」の機能が十分に発揮されるよう適切な支援を行う。 ・地域包括支援センター職員研修事業 ・地域包括支援センターネットワーク支援事業	介護保険制度改革に伴い、各市町村において設置されることとなった「地域包括支援センター」の機能が十分に発揮されるよう適切な支援を行った。 ・地域包括支援センター職員研修事業 ・地域包括支援センターネットワーク支援事業 ・新予防給付マネジメント研修事業
母子家庭等日常生活支援事業 [こども家庭課] (952) 施策 (4)-	母子家庭、寡婦、父子家庭の母等の自立促進のための通学や疾病、出張、学校等公的行事のため、一時的に家事援助や子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣	母子家庭、寡婦、父子家庭の母等の自立促進のための通学や疾病、出張、学校等公的行事のため、一時的に家事援助や子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣。(H18 88件)
母子家庭等就業・自立支援センター事業 [こども家庭課] (18,949) 施策 (4)-	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、講習会、自立支援プログラム策定等を行い、母子家庭の母等の就業・自立支援を行う。	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、講習会、自立支援プログラム策定等を行い、母子家庭の母等の就業・自立支援を実施。(H18相談件数4,467件)

事業一覧 (再掲事業を含む。 < >内は対応するプランの施策)

[福祉政策課] ユニバーサルデザイン推進事業<(1)- > [長寿社会課] 仲間づくりのためのグループ ・人材情報バンク事業<(3)- > まほろばシニアリーダーカレッジの開催<(3)- > 高齢者総合相談センターの運営<(3)- > 地域支え合いカンパニー支援事業<(3)- > 事業者支援事業<(3)- > 介護支援専門員、訪問介護員への研修の実施<(3)- > 家族介護支援対策の推進 ・老人福祉施設運営の充実<(3)- > ホームページの充実<(3)- > 地域包括支援センター運営への支援<(3)- > 介護サービス情報の公表<(3)- > 高齢者虐待防止事業<(3)- > [こども家庭課] 休日保育事業<(2)- > 一時保育事業<(2)- > 放課後児童健全育成事業<(2)- > 地域子育て支援センター事業<(2)- > 子育て電話相談「安心子育てダイヤル」の運営<(2)- > 児童福祉施設職員等研修<(2)- > 地域組織(母親クラブ)活動育成費補助<(2)- > 児童虐待防止支援事業<(2)- > 要保護児童対策地域協議会 (市町村域児童虐待防止ネットワーク)の整備<(2)- > 母子家庭等日常生活支援事業<(4)- > 母子家庭等就業・自立支援センター事業<(4)- > 自立支援教育訓練給付事業<(4)- > 母子寡婦福祉資金貸付事業<(4)- >	[少子化対策室] 父親の子育て参加促進事業<(1)- > 子育てホームページ運用事業<(1)- , (2)- > 「子育て不安ゼロ作戦」推進事業<(1)- , (2)- > なら結婚・子育て応援団事業<(2)- > 子育てサークルリーダー研修<(2)- > 子育て支援サークル等の県域ネットワーク構築事業<(2)- > 父親の子育て参加促進事業<(1)- > [青少年課] 「家庭教育・家庭の日」の啓発普及<(1)- > [男女共同参画課] 男女共同参画広報啓発事業<(1)- > 女性センター講座・セミナー事業<(1)- > 男女共同参画県民会議事業<(1)- (3)- > 仕事と家庭が両立できる環境づくり事業<(1)- > [雇用労政課] 職場環境整備普及啓発事業<(1)- > 労働教育事業<(1)- > 仕事と家庭の両立支援事業<(2)- > 定年の引き上げ、継続雇用制度の導入<(3)- > シニア世代経験活用・就業支援事業<(3)- > 高齢者等の雇用促進対策 シニア世代経験活用・就業支援事業<(3)- > iセンター運営事業<(4)- > [(教)教育研究所] 「家庭教育・家庭の日」の啓発普及<(1)- > 家庭教育推進事業<(1)- > 幼稚園における子育て支援事業や子育て支援活動の実施<(2)- >
--	---

- 2 . 女性のチャレンジ支援

基本施策	具体的施策
(1) チャレンジ支援のためのネットワークの推進	インターネット等によるチャレンジ支援情報提供の充実 チャレンジ支援ネットワーク体制の整備 身近なロールモデルの積極的な情報提供
(2) 再チャレンジへの支援	チャレンジ支援講座の充実 女性の再就職、地域活動等に向けた相談・情報提供の充実 チャレンジ支援関係機関との連携による活動支援

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
「チャレンジサイトなら」の運営 [男女共同参画課] (-) 施策 (1)-	ホームページ「チャレンジサイトなら」を通じて、ロールモデルの情報を広く提供する。	ホームページ「チャレンジサイトなら」を通じて、ロールモデルの情報を広く提供した。 アクセス件数：5,796件
チャレンジ支援ネットワーク協議会の運営 [男女共同参画課] (-) 施策 (1)-	関係機関の連携による効果的なチャレンジ支援を推進する。	協議会開催(年2回) 平成18年7月21日、平成19年3月6日
女性のチャレンジ応援事業 [男女共同参画課] (361) 施策 (2)-	チャレンジ意欲のある女性がチャレンジモデルから活動事例を学び、自らのチャレンジイメージを具体化できる場として、チャレンジ週間イベントを開催。 日時：平成20年3月上旬 場所：奈良県女性センター 内容：セミナー、パネルディスカッション、パネル展示等	・チャレンジ意欲のある女性がチャレンジモデルから活動事例を学び、自らのチャレンジイメージを具体化できる場として、チャレンジ週間イベントを開催。 日時：平成19年3月6日～10日 場所：奈良県女性センター 内容：セミナー、パネルディスカッション、パネル展示等 参加者数452名
働く女性の支援・対策事業 [男女共同参画課] (4,344) 再掲[2-1-(3)-] 施策 (2)-	女性が継続就労できるように必要な職場環境についての調査研究を実施し、女性が働き続けられる要因と優良企業の取組事例を県内事業所や働く女性へ情報提供。 働く女性のための相談窓口において仕事と家庭の両立等に関する各種相談に対応。(女性センター) 1. 女性の継続就労調査研究 情報交換会開催 3回 2. 働く女性への広報啓発 啓発リーフレットの発行 部数10,000部 年3回 3. 働く女性のための情報相談事業 はたらく女性応援サイならの開設 働く女性の相談窓口(面接相談)	女性が継続就労できるように必要な職場環境についての調査研究を実施し、女性が働き続けられる要因と優良企業の取組事例を県内事業所や働く女性へ情報提供するとともに、「働く女性の支援ガイドブック」作成等の情報提供を行った。 また、働く女性のための相談窓口を設置し、仕事と家庭の両立等に関する各種相談に対応した。(女性センター) 1. 女性の継続就労調査研究 情報交換会開催 3回 「働く女性支援ガイドブック」の発行 部数 3,000部 2. 働く女性のための情報相談 働く女性の相談窓口の設置 H18.7～ 相談件数83件

事業一覧 (再掲事業を含む。 < >内は対応するプランの施策)

[男女共同参画課]
「チャレンジサイトなら」の運営<(1)- , (2)- >
チャレンジ支援ネットワーク協議会の運営<(1)- , (2)- >
女性センター講座・セミナー事業
(女性のチャレンジ支援講座)<(2)- >
女性のチャレンジ応援事業<(2)- >
働く女性の支援・対策事業<(2)- >

- 3 . 地域における男女共同参画の推進

基本施策	具体的施策
(1) ボランティア・NPO活動の推進	ボランティア・NPO活動等の参加促進のための情報収集と県民への情報提供 ボランティア・NPOと行政の協働の推進
(2) 男女で支えあう地域づくり活動の推進	男女共同参画を推進する人材の育成 男性の地域活動参加への意識啓発の推進 地域づくり活動への参加促進のための情報収集・提供 地域づくりの人材養成塾等の開催

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
情報紙「スマイルズ」 発行事業 [県民生活課] (975) 施策 (1)-	ボランティア活動に関する各種情報を掲載した情報誌「スマイルズ」を作成・配布し、情報の提供並びに活動参加へのきっかけづくりとする。 ・年3回 各8,500部 A4版8頁 ・市町村、市町村社協、ボランティア団体、NPO等へ配布	・年3回発行 各8,500部 A4版8頁 ・市町村、市町村社協、ボランティア団体、NPO等へ配布
奈良ボランティアネット 運用事業 [県民生活課] (10,114) 施策 (1)-	インターネットによるボランティア活動情報提供システム「奈良ボランティアネット」の運用を行うことにより、ボランティア・NPO活動の積極的な情報提供を行う。	インターネットによるボランティア活動情報提供システム「奈良ボランティアネット」の運用を行うことにより、ボランティア・NPO活動の積極的な情報提供を行った。
ボランティア・NPO 活動支援事業 [県民生活課] (1,210) 施策 (1)-	総合ボランティアセンター及び西奈良ボランティアセンターに印刷機器、コピー機、パソコン、プリンター、貸出用ロッカーを設置し活動支援を行う。 総合ボランティア活動センター 貸出ロッカー40個、コピー機1台・輪転機1台・パソコン2台・プリンター2台(モノ・カラー各1台)を設置 西奈良ボランティアセンターの設置・運営 貸出ロッカー24個、コピー機1台・輪転機1台・パソコン2台・プリンター1台(モノ)を設置	総合ボランティア活動センター 貸出ロッカー40個、コピー機1台・輪転機1台・パソコン2台・プリンター2台(モノ・カラー各1台)を設置 西奈良ボランティアセンターの設置・運営 貸出ロッカー24個、コピー機1台・輪転機1台・パソコン2台・プリンター1台(モノ)を設置
県とNPOとの協働事業 提案制度事業 [県民生活課] (3,323) 施策 (1)-	NPOから協働して実施することでより高い効果が期待できる事業提案を募集し採択した事業について、県とNPOが協働で事業に取り組む。「ボランティア・NPO活動推進基金」を財源とする。 平成19年度 4事業の実施 平成20年度 実施事業の採択	平成18年度 5事業の実施 平成19年度 実施事業の採択
女性センター講座・セミナー事業 [男女共同参画課] (1,533)一部 施策 (2)-	女性のチャレンジ支援、男女共同参画の啓発、人材育成等各分野の講座・セミナーを開催し、学習機会を提供する。 ・女性のためのチャレンジ講座 ・チャレンジモデルセミナー ・男女共同参画いきいきサポーター養成講座 ・DV被害者支援を考える講座	女性のチャレンジ支援、男女共同参画の啓発、人材育成等各分野の講座・セミナーを開催し、学習機会を提供した。 ・女性のためのチャレンジ発見講座 ・チャレンジモデルセミナー ・女性のための再就職チャレンジ講座 ・男女共同参画セミナー(男性講座) ・男女共同参画いきいきサポーター養成講座 ・DV被害者支援を考える講座

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
地域づくり情報発信事業 [交流政策課] (378) 施策 (2)-	まほろば地域づくりネットの運用およびメールマガジンの発行により、一般県民を含めた広い範囲に地域づくり情報を提供し、県民の地域づくり活動への参加を図る。	メールマガジンを12回発行(毎月25日) まほろば地域づくりネットにのる地域づくり情報の提供。

事業一覧 (再掲事業を含む。 < >内は対応するプランの施策)

[交流政策課]

地域づくり情報発信事業<(2)- >

新世紀人材養成事業<(2)- >

[県民生活課]

奈良ボランティアネット運用事業<(1)- >

情報誌「スマイルズ」発行事業<(1)- >

ボランティア・NPO活動支援事業<(1)- >

ボランティア体験キャンペーン事業<(1)- >

県とNPOとの協働事業提案制度事業<(1)- >

[男女共同参画課]

県男女共同参画県民会議事業<(1)- , (2)- >

男女共同参画広報啓発事業

(男女共同参画週間啓発事業) <(1)- >

女性センター講座・セミナー事業<(2)- >

基本目標 男女の人権の尊重

- 1 . 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本施策	具体的施策
(1) 関係機関との連携による総合的な支援体制等の整備	女性に対する暴力根絶のための意識啓発 相談しやすい体制の整備 被害者の人権に配慮した職務関係者等への研修の充実 関係機関の連携
(2) 夫・パートナー等からの暴力防止対策の推進	被害者のさらなる被害（二次的被害）の防止等、被害者の人権に配慮した相談体制の充実 被害者とその子どもの自立支援
(3) 性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー等の防止の強化	性犯罪への厳正な対処 相談しやすい体制の整備 民間被害者援助団体との連携による被害者支援 ストーカー行為等への対策の推進 安全・安心なまちづくりの推進 「児童買春・児童ポルノ法」、「出会い系サイト規制法」等に基づく対策の推進 「奈良県青少年健全育成条例」に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導 「子どもを犯罪の被害から守る条例」に基づく対策の推進

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
女性に対する暴力防止対策事業 [男女共同参画課] (383) 施策(1)-	DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力の根絶を目指し、県民の意識啓発を図る。 ・女(ひと)と男(ひと)が築く人権フォーラムの開催 時期：平成19年11月25日 場所：橿原文化会館 内容：基調講演、パネルディスカッション	DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力の根絶を目指し、県民の意識啓発を図った。 ・女(ひと)と男(ひと)が築く人権フォーラムを開催 時期：平成18年11月17日(「女性に対する暴力をなくす運動」期間中) 場所：奈良市西部会館市民ホール 内容：基調講演、パネルディスカッション 参加者数200名
女性センター講座・セミナー事業 [男女共同参画課] (1,533) 再掲[1-2-(1)-] (一部) 施策(1)-	DV被害者支援を考える講座 日時 平成19年11月17日 テーマ：診察室から見える女性たち 日時 平成19年11月21日 テーマ：奈良県のDV対策 被害者支援に関わって	DV被害者支援を考える講座 日時 平成18年11月18日 テーマ：壊れる男たち 日時 平成18年11月22日 テーマ：奈良県のDV対策 被害者のストレスを理解する
女性センター情報・相談事業(女性相談) [男女共同参画課] (12,706) 施策(1)-	相談員、弁護士が女性の様々な問題や悩みについて、電話や面談による相談を行う。 電話相談、面接相談(予約制) 火～金 9:30～20:00 土 9:30～18:00 日・祝 9:30～17:00 弁護士相談：週3回(予約制)	相談員、弁護士が女性の様々な問題や悩みについて、電話や面談による相談を実施。 相談件数 3,930件 電話相談、面接相談(予約制) 火～金 9:30～20:00 土 9:30～18:00 日・祝 9:30～17:00 弁護士相談：週3回(予約制)
女性に対する暴力をなくす運動庁内連絡会議の開催 [男女共同参画課] (-) 施策(1)-	女性に対する暴力の根絶を目的に庁内関係課・機関との連携を図る。	女性に対する暴力の根絶を目的に庁内関係課・機関との連携を図った。
DV被害者支援事業 [こども家庭課] (3,116) 施策(2)-	DV被害者及び同伴児童に対する自立支援のため、相談用務の充実及び関係機関とのネットワークの構築を図る。	DV被害者及び同伴児童に対する相談や保護、自立支援の実施、関係機関とのネットワークの構築を図った。

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
一時保護所運営管理事業 [こども家庭課] (11,606) 施策(2)-	DV被害者及び同伴者を緊急に保護する一時保護所の管理運営を行う。	DV被害者及び同伴者を緊急に保護する一時保護所の管理運営。
被害者等支援体制の確立 [警察本部] (-) 施策(3)-	被害者等支援員の養成 「被害者等支援員(ボランティア)講習の実施	被害者等支援員の養成 被害者等支援員(ボランティア)講習の実施 H18.8.25~10.28
安全やまとまちづくり 県民会議の運用 [警察本部] [安全・安心まちづくり推進課] (2,978) 施策(3)-	女性に対する犯罪を防止するため安全やまとまちづくり県民会議に女性高齢者部会を設け、地域婦人団体連絡協議会等を通して意識啓発高揚及び自主防犯活動の促進を図る。 奈良県民大会の開催 日 時：平成19年10月7日午後1時30分～ 場 所：かしはら万葉ホール 内 容：講演、活動事例発表 参加者：約700人 自主防犯活動団体の冊子作成・配布 約700部 防犯ハンドブックの作成 約40,000部 平成19年11月1日、警察本部から安全・安心まちづくり推進課に事務を移管	世界に誇る安全安心の奈良県を創造するため、74の機関と団体で構成する「県民会議」(5部会で構成)を平成16年11月に設立し、自主防犯団体等の活動の活性化を図っている。 総会及び部会の開催による活動の活性化 ・総会の開催 H18.6.1、H19.2.16(2回) ・各部会の開催 地域部会 H18.9.15、H18.12.25 職域部会 H18.11.13 環境整備部会 H18.12.15 女性高齢者部会とこども青少年部会 H18.11.20 部会長会議 H19.2.2 安全やまとまちづくり行動計画に伴う資料の作成・配布 具体的行動計画の冊子 3,000部 同行動計画一覧表 40,000部 子ども110番の家活動マニュアル冊子 10,000部
「子どもを犯罪の被害から守る条例」に基づく対策の推進 [警察本部] (-) 施策(3)-	子ども安全サポート情報システムの活用、部会の開催、地域や職域団体による児童見守り組織の拡充	・子ども安全サポート情報システムの活用 県教育委員会等との情報の共有化を図り、県警察HPに131件を掲載し、県民への情報配信と被害防止を図っている。 ア 子ども安全に関する情報共有件数 312件(18歳以下) イ うち、「子どもに不安を与える事案」 184件(13歳未満) ・指導者用安全マップマニュアルの製作 県下すべての小学校及び県市町村教育委員会、各警察署等に配布し、児童等の参加体験型による通学路等のマップ作りに活用。 冊子 5,000部 DVD 400枚 VHS 100本

事業一覧(再掲事業を含む。 < >内は対応するプランの施策)

[安全・安心まちづくり推進課] 女性センター講座・セミナー事業
安全やまとまちづくり県民会議の運用<(3)- > (女性相談機関研修会)<(1)- >
[こども家庭課] 女性に対する暴力をなくす運動庁内連絡会議の開催<(1)- >
女性相談対策事業<(1)- , (3)- > [雇用労政課]
配偶者等からの暴力被害者支援協議会の開催<(1)- > 労使安定促進事業<(3)- >
DV被害者支援事業<(2)- > [警察本部]
一時保護所運営管理事業<(2)- > 女性警察官の登用<(1)- , (2)- , (3)- >
要援護家庭支援の推進<(2)- > 非行・被害防止教室の開催<(1)- >
[青少年課] 性犯罪被害者対策事業<(3)- >
青少年非行問題等対策事業<(3)- > 被害者等支援体制の確立<(3)- >
[男女共同参画課] 事件化等の推進<(3)- >
女性に対する暴力防止対策事業<(1)- > 安全やまとまちづくり県民会議の運用<(3)- >
女性センター講座・セミナー事業 取締りの徹底と被害防止のための広報啓発活動の推進<(3)- >
(DV被害者支援を考える講座)<(1)- > 「子どもを犯罪の被害から守る条例」に基づく対策の推進<(3)- >
女性センター情報・相談事業
(女性相談)<(1)- , (2)- , (3)- >

- 2 . 生涯を通じた健康保持・増進と女性の身体的特性の尊重

基本施策	具体的施策
(1) 生涯を通じた健康づくりの推進	思春期における保健対策の推進 更年期における保健対策の推進 女性専門の保健医療の充実 心の健康づくりの推進 薬物乱用防止対策の推進 健やか生活習慣の推進
(2) 母性保護と母子保健対策の充実	妊娠、出産期における女性の健康支援 喫煙、飲酒等による身体への影響に関する情報提供 不妊に関する相談、情報提供の充実 不妊治療に対する助成
(3) 性の尊重についての認識の浸透	人権尊重の立場に立った性教育の充実 H I V / エイズ、性感染症対策の推進 性教育実践調査研究の推進

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
生涯を通じた女性の健康支援事業 [健康増進課] (108) 施策(1)-	健康教育及び女性健康支援センターの開催	健康教育事業：健康教室の開催(10回)場所：保健所、県内学校 内容：ピアカウンセラーの養成、ピアカウンセラーによるピアエデュケーション 女性健康支援センター事業 電話相談167件 面接相談92件
女性専門の保健医療の充実 [医大・病院課] (-) 施策(1)-	県立医科大学附属病院女性専門外来の開設(H17.4～有料)	県立医科大学附属病院女性専門外来の開設(H17.4～有料)
薬物乱用防止対策事業 [薬務課] (1,177) 施策(1)-	・薬物乱用による健康被害及び家庭、社会へ弊害について広く県民に認識いただくための啓発活動の推進を行う。 ・薬物乱用防止指導員の活動について知識面及び意識面における支援を行う。	・626ヤング街頭キャンペーンの実施 ・薬物乱用防止街頭キャンペーン及びパレードの実施 ・不正大麻、ケシの撲滅運動の実施 ・薬物乱用指導員研修会の実施
周産期医療体制の充実 [医務課] (-) 施策(2)-	NICU(新生児集中管理室)等設置病院の診療応需情報を一元的に把握し、産婦人科病院等の照会に応じる。	NICU(新生児集中管理室)等設置病院の診療応需情報を一元的に把握し、産婦人科病院等の照会に応じている。
産婦人科一次救急医療体制の整備 [医務課] (10,300) 施策(2)-	産婦人科に対応できる病院や、診療所の協力を得て産婦人科の一次救急医療体制の確保を図る。	
喫煙対策の推進 [健康増進課] (972) 施策(2)-	たばこの害や喫煙防止、禁煙等についてのパンフレット配布による知識の普及啓発を図る。	たばこ対策推進委員会の開催1回 たばこ対策サポート体制の整備4保健所計150回(学校、事業所等を対象に各保険所からの情報提供や普及啓発、講演等) 喫煙対策連絡会の運営4保健所計12回 未成年及び妊婦の喫煙防止、禁煙の普及啓発(喫煙防止啓発ティッシュ、禁煙啓発ポスターの作成、配布)
不妊専門相談センター事業 [健康増進課] (701) 施策(2)-	不妊に悩む夫婦に対する面接・電話相談	電話相談60件 面接相談7件

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
不妊治療費助成事業 [健康増進課] (35,222) 施策(2)-	不妊治療を受けた夫婦に対する助成	助成件数 体外受精、顕微授精 計271件

事業一覧 (再掲事業を含む。 < >内は対応するプランの施策)

- | | |
|---|--|
| [医務課]
周産期医療体制の充実<(2)- >
産婦人科一次救急医療体制の整備<(2)- > | 不妊専門相談センター - 事業<(2)- >
不妊治療費助成事業<(2)- >
エイズ対策促進事業<(3)- > |
| [医大・病院課]
女性専門の保健医療の充実<(1)- >
[健康増進課] | [薬務課]
薬物乱用防止対策事業<(1)- >
[(教)保健体育課] |
| 生涯を通じた女性の健康支援事業<(1)- >
働き盛り世代の心の健康づくり<(1)- >
正しい食習慣獲得への支援<(1)- >
運動習慣定着への支援<(1)- > | 健康教育推進事業<(3)- > |
| 未熟児・低体重児支援事業<(2)- >
喫煙対策の推進<(2)- > | |

- 3 . 社会的に不利益な立場にある女性の人権の尊重

基本施策	具体的施策
(1) 社会的に不利益な立場にある女性の自立支援	就職差別、職場での差別撤廃に向けた事業主への啓発 職業能力の開発・技術習得の機会の拡充 障害者に対する在宅福祉サービスの充実と社会参加の促進 障害者の職場適応訓練等による就業支援 外国人のための日本語学習への支援 母子家庭の母等への保育サービスや家事援助などの生活支援の実施 母子家庭の母への就業支援講習会等による就業支援の充実 母子家庭の母への教育訓練給付金や福祉資金の貸付等の経済支援の実施
(2) 相談・情報提供の充実	関係機関との連携による相談体制の充実
	職業相談・情報提供の充実
	企業内における人権教育の推進（相談・指導）及び関係機関との連携強化
	点字・音声などによる情報提供の充実
	外国語による生活情報の提供

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
企業内人権問題推進事業 [商工課] (703) 施策(1)-	・企業主等人権・同和問題研修会の開催 ・各種研修会への参加要請 ・啓発冊子の配布	・企業主を対象とする研修を実施 企業主等人権・同和問題研修会の開催 実施時期 H19.2.20 場所 奈良県社会福祉総合センター 参加人数281名 ・各種研修会への参加要請 ・啓発冊子の配布
職場適応訓練事業 [雇用労政課] (75,820) 施策(1)-	職場適応訓練手当の支給 長期訓練重度300人月重度以外200人月 短期訓練28人日 職場適応訓練実施事業所委託60事業所	職場適応訓練手当の支給 長期訓練重度101人月重度以外211人月 短期訓練 0人日 職場適応訓練実施事業所委託45事業所
母子家庭等日常生活支援事業 [こども家庭課] (952) 再掲[3-1-(4)-] 施策(1)-	母子家庭、寡婦、父子家庭の母等の自立促進のための通学や疾病、出張、学校等公的行事のため、一時的に家事援助や子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣	母子家庭、寡婦、父子家庭の母等の自立促進のための通学や疾病、出張、学校等公的行事のため、一時的に家事援助や子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣。 (H18:88件)
母子家庭等就業・自立支援センター事業 [こども家庭課] (18,949)再掲 施策(1)-	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、講習会、自立支援プログラム策定等を行い、母子家庭の母等の就業・自立支援を行う。	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、講習会、自立支援プログラム策定等を行い、母子家庭の母等の就業・自立支援を実施。(H18相談件数4,467件)
母子及び寡婦福祉対策事業 [こども家庭課] (26,646) 施策(2)-	母子家庭及び寡婦の自立に必要な助言・指導を行う母子自立支援員及び母子福祉委員を設置し、その福祉の増進に努める。 母子自立支援員6人 母子福祉委員105人	母子家庭及び寡婦の自立に必要な助言・指導を行う母子自立支援員及び母子福祉委員を設置し、その福祉の増進に努めた。 母子自立支援員6人 母子福祉委員105人
人権相談ネットワーク推進事業 [人権施策課] (390) 施策(2)-	なら人権相談ネットワークにおいて、相談員相互の情報交換等を行うとともに、人権に関する幅広い見識のもとに、相談内容に応じたきめ細かな連携ができるよう、相談員研修会(2回)を開催する。	なら人権相談ネットワークにおいて、相談員相互の情報交換等を行うとともに、人権に関する幅広い見識のもとに、相談内容に応じたきめ細かな連携ができるよう、相談員研修会(2回)を開催した。

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
企業内人権センターの運営 [商工課] (8,927) 施策(2)-	・企業内研修を促進するため、企業への巡回指導及び人権・同和問題の啓発指導を実施。 ・雇用情報の収集及び情報提供	・企業内研修を促進するため、企業への巡回指導及び、人権・同和問題の啓発指導を実施。巡回 訪問件数679企業 ・雇用情報の収集及び情報提供 ・求職者に対する職業相談及び指導
障害者情報提供事業 [障害福祉課] (-) 施策(2)-	聴覚障害者の要望の多いテレビ番組等に字幕・手話を挿入したビデオカセットテープの作成を委託し、聴覚障害者用ビデオライブラリーとして貸し出すことにより、聴覚障害者の知識や教養の向上を図る。	聴覚障害者の要望の多いテレビ番組等に字幕・手話を挿入したビデオカセットテープの作成を委託し、聴覚障害者用ビデオライブラリーとして貸し出すことにより、聴覚障害者の知識や教養の向上を図った。貸出本数300本
在住外国人向け生活情報提供事業(シルク財団) [文化国際課] (2,840) 施策(2)-	多言語で実生活に即応しうる生活情報をホームページに掲載し情報提供を行うほか、平成19年度は更に身近で役立つ情報となるよう携帯電話を利用した情報サイトとして発信する。(英語・中国語・ハングル・ポルトガル語・スペイン語・日本語)	ホームページアクセス数 1,868件 (4月～12月)

事業一覧 (再掲事業を含む。 < >内は対応するプランの施策)

[文化国際課]
外国人生活相談窓口設置事業(シルク財団)<(2)- >
在住外国人向け生活情報提供事業(シルク財団)<(2)- >
[障害福祉課]
共同生活援助負担金)<(1)- >
身体障害者福祉ホーム事業<(1)- >
知的障害者福祉ホーム事業<(1)- >
障害者社会参加総合推進事業<(1)- >
市町村障害者社会参加促進事業<(1)- >
障害者110番事業<(2)- >
身体障害者相談員設置事業<(2)- >
知的障害者相談員設置事業<(2)- >
視覚障害者福祉センター管理運営事業<(2)- >
即時情報ネットワーク事業<(2)- >
障害者情報提供事業<(2)- >
即時情報ネットワーク事業<(2)- >
[こども家庭課]
母子家庭等日常生活支援事業<(1)- >
母子家庭等就業・自立支援センター事業<(1)- , (2)- >

自立支援教育訓練給付事業<(1)- >
母子寡婦福祉資金貸付事業<(1)- >
母子及び寡婦福祉対策事業<(2)- >
[人権施策課]
人権相談ネットワーク推進事業<(2)- >
相談員資質向上講座開催事業<(2)- >
[男女共同参画課]
女性センター情報・相談事業(女性相談)<(2)- >
女性センター講座・セミナー事業(女性相談機関研修会、交流会)<(2)- >
[商工課]
企業内人権問題推進事業<(1)- >
企業内人権センターの運営<(2)- >
[雇用労政課]
人権差別による就職困難者に対する雇用促進対策<(1)- >
障害者委託訓練事業<(1)- >
職場適応訓練事業<(1)- >
iセンター運営事業<(1)- , (2)- >
[(教)生涯学習課]
在日外国人日本語講座開催事業<(1)- >

基本目標 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

- 1 . 男女共同参画に関する意識啓発の推進

基本施策	具体的施策
(1) 固定的な性別役割分担意識の払しょく と社会における慣行の見直し	事業者・民間団体・県民と連携した広報・啓発活動 職場・家庭・地域における慣行（社会通念・習慣・しきたり）の見直しに向けた啓発 男女共同参画の視点からの施策や事業の見直し 女性センターを拠点とした学習機会の充実と情報提供 男性に向けた広報・啓発の充実 行政職員に対する意識啓発 各種メディアの幅広い活用による県民にわかりやすい広報・啓発活動 男女共同参画の理念、「社会的性別」（ジェンダー）の視点の定義についてのわかりやすい広報・啓発活動 人権に関する啓発内容の充実と多様な啓発媒体の活用 国・市町村・団体等との連携による人権啓発活動の充実
(2) 国際的視野に立った男女共同参画の状況把握と情報提供	男女共同参画関連施策の推進状況の公表 女性センターを拠点とした情報収集・提供の充実 男女共同参画に関する統計情報の収集及び、わかりやすい情報提供
(3) メディアを通しての女性の人権の尊重 とメディア・リテラシーの確立	行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながる表現の促進 メディアにおける女性の人権の尊重に向けた自主的な取組の促進 インターネットによる人権啓発活動の推進 メディア・リテラシーの学習機会の提供

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H19予算・千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
男女共同参画県民会議 事業 [男女共同参画課] (679) 再掲[1-1-(2)-] 施策(1)-	男女共同参画社会の実現に向けての社会的気運を盛り上げるため、県民・事業者・関係団体・市町村等が一体となって男女共同参画社会を推進していく体制づくりとして県民会議を設置し、それぞれの立場で自主的に男女共同参画に関する事業に取り組んでもらうことで、男女共同参画の浸透及び定着を図る。 奈良県男女共同参画県民会議の開催 ・総会 年2回 ・部会 事業推進部会 年2回 啓発推進部会 年2回 ・委員会 女性のライフスタイルを考える委員会 年2回 女性のチャレンジ推進委員会 年2回 ・男女共同参画県民会議通信「すてっぷ」第6号の発行 15,000部	奈良県男女共同参画県民会議の開催 ・総会 5月30日、3月12日 ・部会 事業推進部会 7月12日、11月28日 啓発推進部会 7月4日、11月13日 ・委員会 女性のライフスタイルを考える委員会 8月3日、11月7日 仕事と家庭の両立委員会 8月4日、10月4日、11月8日 ・男女共同参画県民会議通信「すてっぷ」第5号の発行 15,000部 男女共同参画県民フォーラム開催 日 時：平成18年7月1日 場 所：奈良県文化会館（奈良市） 内 容：基調講演、パネルディスカッション 参加者：200名
庁内推進体制の整備 [男女共同参画課] (-) 施策(1)-	県男女共同参画推進本部を核とし、職員の意識啓発推進および施策の検討を行う。	県男女共同参画推進本部を核とし、職員の意識啓発推進および施策の検討を行った。
女性センター情報・相談事業（情報提供） [男女共同参画課] (970) 施策(1)-	ホームページ、情報誌「Vivisimo!輝き」等を通じた情報提供、情報資料コーナーの設置し、情報提供を行う。 ・情報誌「Vivisimo 輝き！」 A4版8頁 7,000部 年2回発行 ・ホームページ 女性センターホームページ チャレンジサイトなら	ホームページ、情報誌「Vivisimo!輝き」等を通じた情報提供、情報資料コーナーの設置し、情報提供を行った。 ・情報誌「Vivisimo 輝き！」 A4版8頁 7,000部 年2回発行 ・ホームページ 女性センターホームページ チャレンジサイトなら
男も家事（おもかじ） いっぱい推進事業 [男女共同参画課] (500) 施策(1)-	女性の育児負担の軽減と就労促進に向け、子育て世帯の男性を主な対象に、家事・育児への積極的な参画を促進するための啓発事業を実施する。 ・日時 平成19年11月10日 ・場所 ダイヤモンドシティアルル ・内容 トークショー、人形劇	

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
男女共同参画広報啓発事業 [男女共同参画課] (715) 施策(1)-	男女共同参画社会の実現をめざし、啓発パンフレットの発行、男女共同参画週間啓発事業、進捗状況報告書の作成等を行う。 ・啓発パンフレット テーマ「女性のチャレンジ支援」 部数 15,000部 ・進捗状況報告書 「奈良県の男女共同参画」の作成 HPでも情報発信	男女共同参画社会の実現をめざし、啓発パンフレットの発行、男女共同参画週間啓発事業、進捗状況報告書の作成等を行った。 ・啓発パンフレット テーマ「男女共同参画流」幸せ生活術 部数 15,000部 ・進捗状況報告書 「奈良県の男女共同参画」の作成 HPでも情報発信
人権情報誌「かがやき・なら」の発行 [人権施策課] (1,640) 施策(1)-	あらゆる人権問題を身近に感じ、実際の行動に結びつけることができるような人権に関する情報誌を発行する。	発行時期：平成18年7、12月、19年3月 発行部数：各12,000部 配布先：市町村、関係機関
差別をなくす強調月間 [人権施策課] (1,941) 施策(1)-	7月を「差別をなくす強調月間」と定め、関係課、市町村と連携し、啓発ポスターの掲示、人権啓発ポスター・標語の優秀作品展等様々な啓発活動を実施する。	7月を「差別をなくす強調月間」と定め、関係課、市町村と連携し、啓発ポスターの掲示、人権啓発ポスター・標語の優秀作品展等様々な啓発活動を実施した。
女性センター情報・相談事業（情報提供） [男女共同参画課] (970) 再掲[5-1-(1)-] 施策(2)-	・ホームページ、情報誌「Vivisimo!輝き」等を通じた情報提供 ・情報資料コーナーの設置 ・情報誌「Vivisimo 輝き！」 年2回発行 A4版 8頁 7,000部 ・ホームページ 女性センターホームページ 「チャレンジサイトなら」	ホームページ、情報誌「Vivisimo!輝き」等を通じた情報提供、情報資料コーナーを設置し、情報提供を行った。 ・情報誌「Vivisimo 輝き！」 年2回発行 A4版 8頁 7,000部 ・ホームページ 女性センターホームページ 「チャレンジサイトなら」
男女共同参画関連施策の推進状況の公表 [男女共同参画課] (715) 再掲[5-1-(1)-] 施策(2)-	・進捗状況報告書 「奈良県の男女共同参画」の作成 HPでも情報発信	・進捗状況報告書 「奈良県の男女共同参画」の作成 HPでも情報発信

事業一覧（再掲事業を含む。 < >内は対応するプランの施策）

[人権施策課]

人権啓発冊子の作成<(1)- >
人権情報誌「かがやき・なら」の発行<(1)- >
人権マップ等の作成<(1)- >
人権週間街頭啓発事業<(1)- >
人権啓発特別展示<(1)- >
差別をなくす強調月間<(1)- >
人権啓発ソフト作成事業<(1)- >
ふれあい人権ひろば開催事業<(1)- >
「なら・ヒューマンフェスティバル」開催事業<(1)- >
人権ホームページの運用<(3)- >

[男女共同参画課]

女性センター講座・セミナー事業<(1)- , (3)- >
男女共同参画県民会議事業<(1)- >
働く女性の仕事と家庭の
両立モデル事例集作成事業<(1)- >
男女共同参画広報啓発事業<(1)- , (3)- >
庁内推進体制の整備<(1)- , (3)- >
女性センター講座・セミナー事業（男性向け講座）
<(1)- >
男も家事（おもかじ）いっぱい推進事業<(1)- >
女性センター情報・相談事業（情報提供）
<(1)- , (2)- >
男女共同参画関連施策の推進状況の公表<(2)- >

- 2 . 男女共同参画を推進する学習の充実

基本施策	具体的施策
(1) 家庭・学校等における男女共同参画を推進する教育の充実	保育所等における男女共同参画に関する取組の促進 幼稚園・学校等における男女共同参画の意識を育てる教育内容の充実 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進 家庭教育を支援できる人材の派遣 家庭教育に関する情報提供や相談体制の充実強化 勤労観、職業観を育成し、男女共同参画の意識を育てる教育内容の充実 教職員、管理職への男女共同参画に関する研修の充実
(2) 地域における男女共同参画を推進する学習への支援	女性センター・社会教育センター等におけるライフステージに応じた講座開催 生涯学習情報提供の充実 人権に関する学習機会の提供の充実 人権教育学習教材の提供 県内女性グループの活動・交流促進

主な事業の概要・実績

事業名 [担当課]/(H19予算・千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
青少年社会的自立支援事業（自立心を育む親子読本作成事業） [青少年課] (2,098) 施策(1)-	次代を担う青少年の社会的自立を促進するため、乳幼児をかかえる家庭の保護者を対象に、子どもの自立心を醸成する親子読本を作成、配布する。また内容周知の観点から、保護者向けの年10回程度説明会を開催。 ・増刷：A4 16,000部 説明会：幼稚園、保育所在籍児童等の保護者対象	次代を担う青少年の社会的自立を促進するため、乳幼児をかかえる家庭の保護者を対象に、子どもの自立心を醸成する親子読本を作成、配布する。 ・A4 40,000部、配布先：幼稚園、保育所在籍児童等の保護者
家庭教育推進事業 [(教)教育研究所] (284) 再掲[3-1-(1)-] 施策(1)-	家庭教育への父親の積極的な参加を促すため「子育て企業フォーラム」を開催し、企業の男性社員等を対象に、家庭教育に対する意識の高揚と積極的な参加を促進。	家庭教育への父親の積極的な参加を促すため、「子育て企業フォーラム」を開催し、企業の男性社員等を対象に、家庭教育に対する意識の高揚と積極的な参加を促進。（9企業で11回開催。参加者数503人）
家庭教育推進事業 [(教)教育研究所] (-) 施策(1)-	家庭教育に関する意識高揚を図るため、テレビ番組「いきいき家族」放送。 <放送>3回 「コミュニケーションの力をそだてよう」(4/28) 「本との出会い」(6/2) 「親子のある一日」(6/23)	家庭教育に関する意識高揚を図るため、17年度制作したテレビ番組「いきいき家族」放送。 <放送>3回 「コミュニケーションの力をそだてよう」(8/9) 「小児科医に聞く」(10/4) 「どうする？子育てに悩んだときは」(12/13)
キャリア教育の推進 [(教)教育研究所] (1,000) 施策(1)-	児童生徒の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進し、一人一人に職業観・勤労観の育成を図る。	奈良県キャリアノート（高等学校版）「あしたのかたち」を作成し、県立高等学校等へ配付した。 奈良 県キャリア教育研修講座(11/7) 対象：教員（小・中・高・障）

事業名 <small>[担当課]/(H19予算:千円)</small>	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
教職員研修事業 [(教)教育研究所] (-)	スキルアップ人権教育研修会 対象：教員(幼・小・中・高・特) 内容：人権課題を考える ～DV虐待の現場から～ 講師：味沢道明(日本家族再生センター所長) 初任者研修講座 対象：小・中・高・特別支援学校初任者 内容：男女共同参画社会を目指して ～授業から迫る男女共同参画社会～	管理職(学校経営・人権教育)研修講座 対象：全公立学校管理職各校1名 内容：男女共同参画社会の実現に向けて (336名参加) 講師：音田昌子(大阪府立文化情報センター所長) 「ワークショップで学ぶ」人権教育研修会 対象：教員(幼・小・中・高・障) 内容：人権課題を考える - 様々な違いが尊重された社会を目指して - (37名参加) 講師：虎井まさ衛(作家) 初任者研修講座 対象：小・中・障害児教育諸学校初任者 内容：男女共同参画社会を目指して ～授業から迫る男女共同参画社会～ (123名参加) 10年経験者研修講座 対象：小・中・高・障害児教育諸学校10年経験者 内容：男児共同参画社会を目指す学習について(選択研修) (9名参加)
施策(1)- 社会教育推進事業 [(教)生涯学習課] (3,708)	人権教育セミナー 対象：市町村生涯学習・社会教育関係者、教職員、市町村職員、県内在住・在勤者 内容：男女共同参画社会を目指して 講師：鈴木知英子(かしば女性会議代表)	人権教育セミナー 対象：市町村生涯学習・社会教育関係者、教職員、市町村職員、県内在住・在勤者 内容：男女共同参画社会と「私の生き方」 講師：舟橋正枝(AVP非暴力ファシリテーター) (平成18年9月27日 110名参加)
施策(2)- 人権教育推進指導者養成講座 [(教)人権教育課] (-)	市町村における人権教育の充実を図るための指導者を養成する研修会を開催する。 5講座開催予定	5講座開催 第1講座 H18.9.7 県立教育研究所 第2講座 H18.9.13 奈良市立都跡公民館 第3講座 H18.9.19 県立教育研究所 第4講座 H18.9.28 県立教育研究所 第5講座 H18.10.12 県社会福祉総合センター
施策(2)- 教育放送番組制作・放送事業 [(教)教育研究所] (3,015)	「明日への対話」シリーズ『共生社会の実現に向けて -心のバリアフリー-』 の制作放送 人権教育の生涯学習番組の放送 11本	「明日への対話」シリーズ『高齢者が安心して暮らせる社会を目指して』 の制作放送 人権教育の生涯学習番組の放送 13本

事業名 [担当課]/(H19予算:千円)	平成19年度 事業概要	平成18年度 事業実績
女性団体活動支援事業 [男女共同参画課] (347) 施策(2)-	女性センターを拠点に活動している女性団体・グループ等のために活動支援コーナーを設け、女性団体等の活動を支援する。	女性センターを拠点に活動している女性団体・グループ等のために活動支援コーナーを設け、女性団体等の活動を支援。

事業一覧 (再掲事業を含む。 < >内は対応するプランの施策)

[総務課]

私立学校人権教育推進事業<(1)- >

[こども家庭課]

児童福祉施設職員等研修<(1)- >

[青少年課]

青少年社会的自立支援事業

(自立心を育む親子読本作成事業)<(1)- >

[人権施策課]

「人権の花運動」事業<(2)- >

「人権ワークショップ」開催事業<(2)- >

[男女共同参画課]

男女共同参画県民会議事業<(1)- >

女性センター講座・セミナー事業<(2)- >

女性団体活動支援事業<(2)- >

[(教)生涯学習課]

生涯学習情報誌「まなび奈良」発行<(2)- >

社会教育推進事業<(2)- >

人権セミナー<(2)- >

[人権教育課]

高校生用リーフレットの作成・配布<(1)- >

人権教育推進者研修会<(1)- >

人権教育推進指導者養成講座<(2)- >

ホームページでの紹介<(2)- >

[教育研究所]

男女共同参画を推進する学習の充実<(1)- >

家庭教育推進事業<(1)- >

キャリア教育の推進<(1)- >

教職員研修事業<(1)- >

教育放送番組制作・放送事業<(2)- >

電話教育相談事業<(1)- >

5. データでみる奈良県の男女共同参画

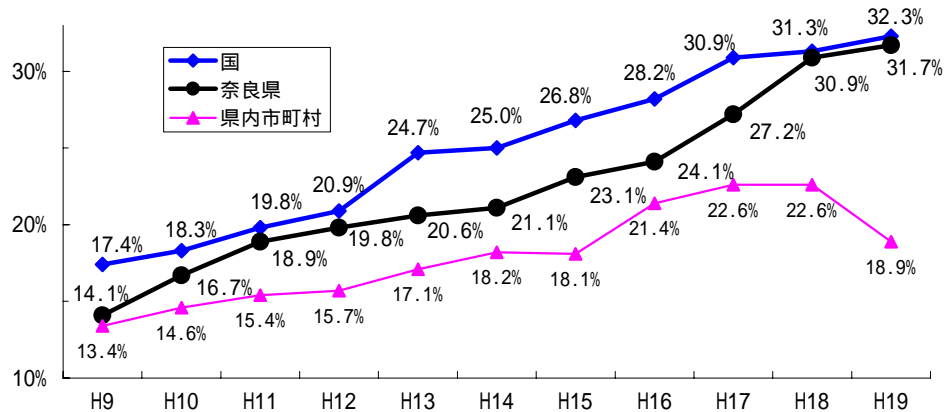
基本目標 あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画

県の審議会委員の女性登用率は31.7%となり、順調に増加している。

図表1

審議会等委員における女性委員の割合の推移

(国 = 内閣府男女共同参画局調べ・9月30日現在。県 = H10以前：8月1日現在、H11以降：3月31日現在。
市町村 = 男女共同参画課調べ・H14以前：4月1日現在、H15以降：3月31日現在。)

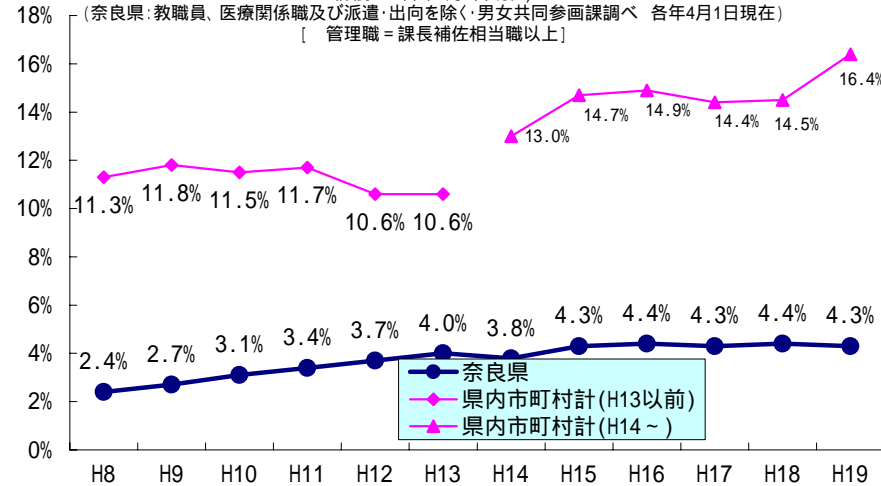


平成19年4月1日現在、県で4.3%、市町村で16.4%となっている。依然低位である。

図表2

県・市町村職員における女性管理職割合の推移

(市町村：13年度以前一般行政職のみ(総務省調査)、14年度以降は教職員除く・男女共同参画課調べ・各年4月1日現在)
(奈良県：教職員、医療関係職及び派遣・出向を除く・男女共同参画課調べ・各年4月1日現在)
[管理職 = 課長補佐相当職以上]

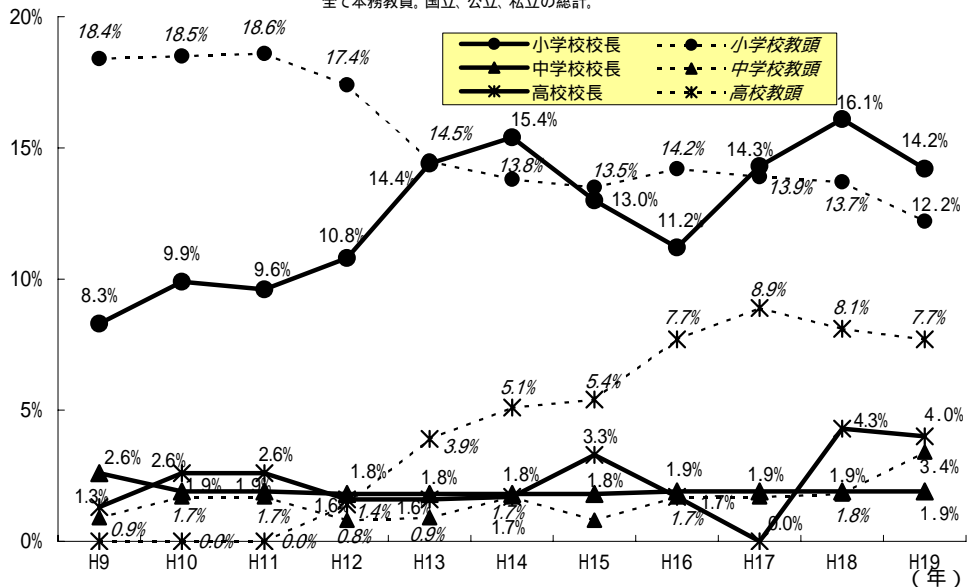


女性の校長・教頭は、小学校では1割以上であるが、中学、高校では低位で推移している。

図表3

学校管理職(学校長、教頭)における女性割合の推移(奈良県)

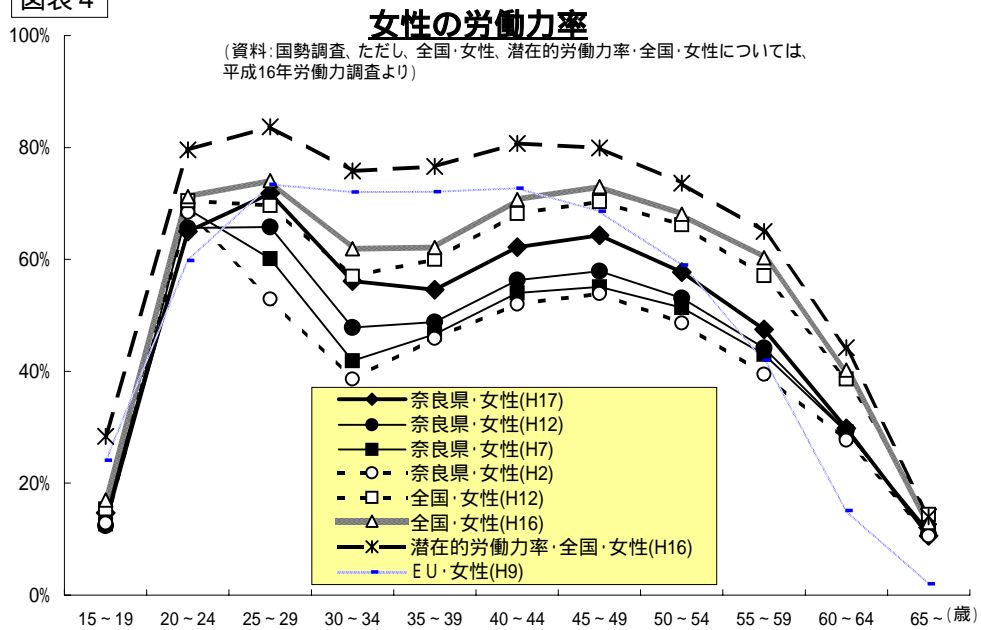
(文部科学省「学校基本調査」、奈良県教育委員会「学校基本数一覧表」各年5月1日現在) 全て本務教員。国立、公立、私立の総計。



基本目標 男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり

女性の労働力率は、M字型曲線を描いているが徐々にゆるやかにゆくなってきている。女性の潜在的労働力率（全国）は、子育て期（30～34歳）においても70%を超えている。奈良県では、すべての年代で労働力率が全国平均を下回っている。

図表4



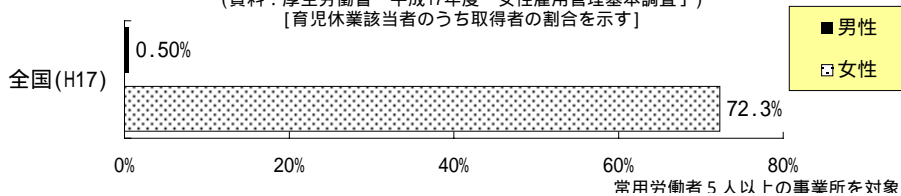
女性は、該当者の6～7割程度が育児休業を取得しているのに対し、男性では極めて取得率が低い。

なお、厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」(H13度)では、働く女性は第1子出産後、約7割が離職している結果となっている。

図表5

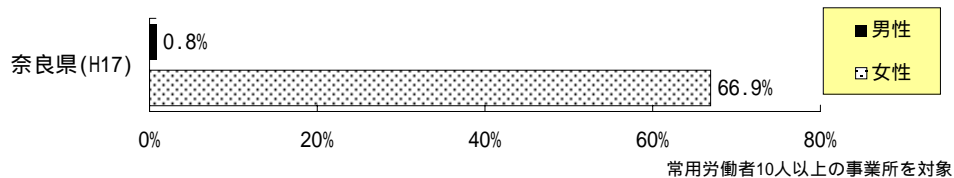
事業所における育児休業の取得状況(全国)

(資料: 厚生労働省「平成17年度 女性雇用管理基本調査」)
[育児休業該当者のうち取得者の割合を示す]



事業所における育児休業の取得状況(奈良県)

(資料: 奈良県雇用労政課「平成17年度育児・介護休業制度、定年制・退職金に関する調査」)[育児休業該当者のうち取得者の割合を示す]

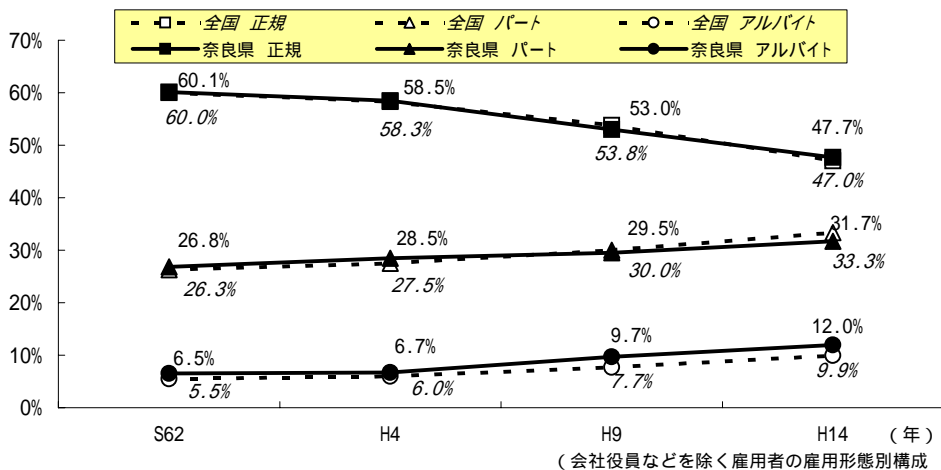


全国・奈良県ともに近年急激に正規雇用が減少し、パートタイム、アルバイトなど不安定な雇用が増加している。

図表6

就業形態別女性の雇用状況 年次推移

(資料: 総務省「就業構造基本調査」)



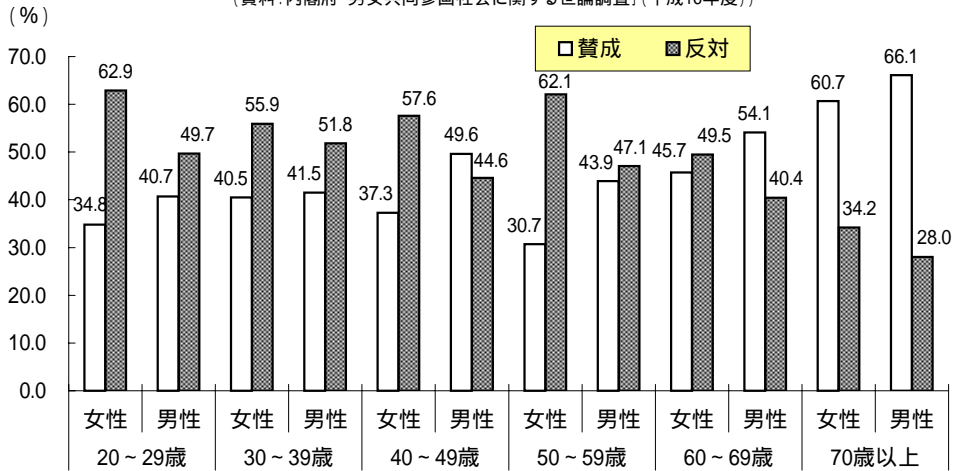
基本目標 男女がともに支えあうライフスタイルの実現

図表 7

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について(全国)

(資料:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成16年度))

性別役割分担について、男性は60歳以上、女性は70歳以上で賛成の意向が多い。20歳代、30歳代では女性・男性とも反対の意向が多い。

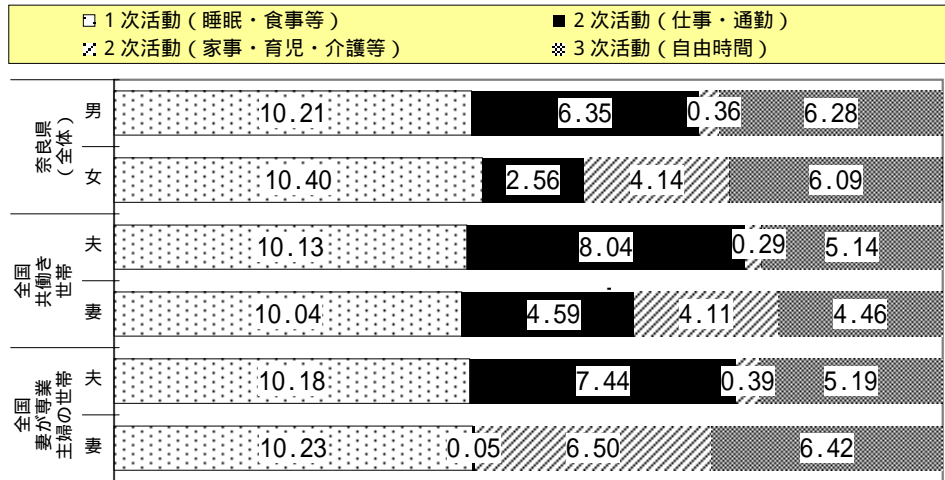


図表 8

夫婦の生活時間

(奈良県 = 奈良県統計課「社会生活基本調査」(平成18年)
(全国 = 総務省「社会生活基本調査」(平成18年))

妻が仕事を持っている・いないにかかわらず、夫の家事等に費やす時間は30分前後と変化しない。



(時間・分)

図表 9

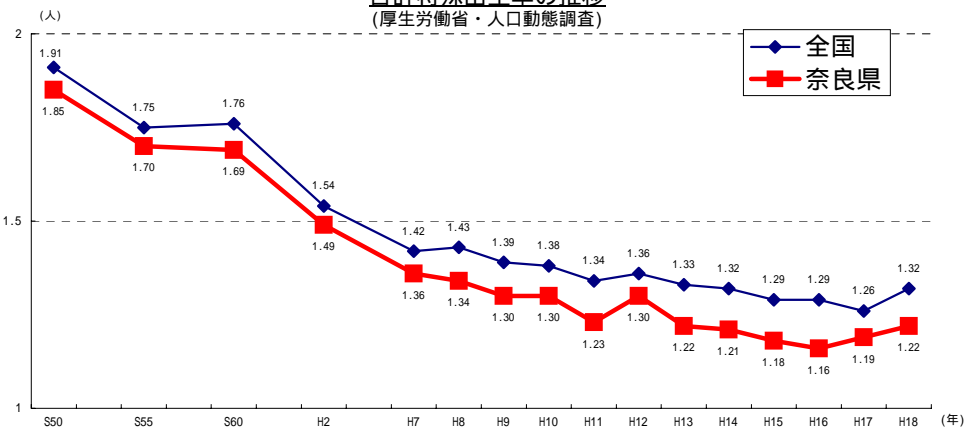
合計特殊出生率の推移

(厚生労働省・人口動態調査)

平成17年の合計特殊出生率は全国で1.26と過去最低をなったが、奈良県は1.19と上昇に転じている。

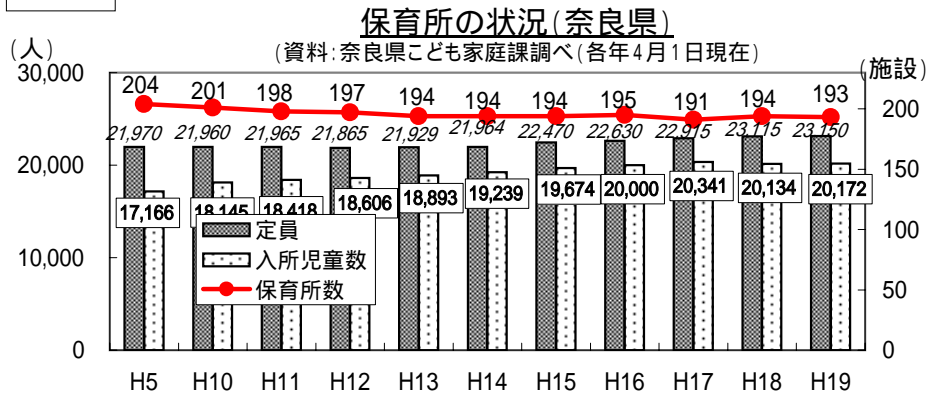
合計特殊出生率

15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。



図表10

少子化が進む中、入所児童数は、年々増加している。

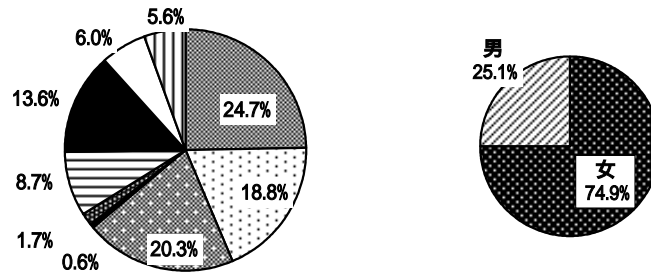


図表11

介護者の74.9%は女性であり、要介護者と同居している家族等が71.1%と高い。

主な介護者の要介護者との続柄、主な介護者の性別(全国)

(資料: 厚生労働省「平成16年国民生活基礎調査」)

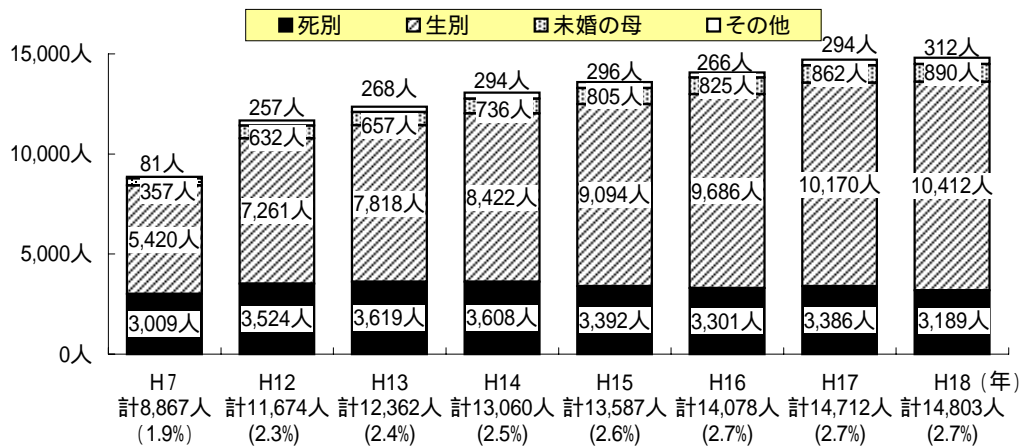


図表12

県では、母子世帯数が年々増加傾向にある。生別による母子世帯の増加が大きい。また、未婚の母も増加傾向にある。

母子世帯数の推移(奈良県)

(資料: 奈良県子ども家庭課調べ、H7は12月、他は3月末現在)
グラフの各年度合計人数の下は、母子世帯比率



図表13

県のボランティア活動行動者率は、男女ともに全国よりも高い。年齢階級別では、無業女性の30代後半で突出して高く、男性では60代後半以降で高くなっている。

ボランティア活動行動者率(資料: 総務省「平成18年社会生活基本調査」)

	全体	女性		男性	
		有業	無業	有業	無業
奈良県	27.7%	27.6%	30.4%	27.8%	27.1%
全国	26.0%	27.0%	28.5%	25.1%	23.5%

年齢階級別 ボランティア活動行動者率(奈良県)

	計	15~24	25~34	35~44	45~54	55~64	65~74	75歳以上
全体	27.7%	18.0%	15.9%	29.9%	36.3%	34.3%	33.6%	21.8%
女性	27.6%	20.2%	14.2%	35.2%	38.3%	35.2%	29.8%	14.6%
	有業	30.4%	18.6%	14.3%	37.8%	37.0%	36.0%	44.5%
男性	25.1%	21.9%	14.1%	30.7%	41.0%	34.0%	24.9%	14.0%
	有業	27.8%	15.7%	17.8%	24.1%	34.1%	33.4%	37.7%
無業	28.1%	10.8%	18.9%	24.4%	34.0%	34.1%	45.0%	39.1%
	27.1%	19.8%	6.0%			31.6%	32.6%	32.1%

ボランティア・NPOにおけるスタッフの性別構成(奈良県)

(資料: 奈良県県民生活課「平成14年度ボランティア・NPO実態調査」)

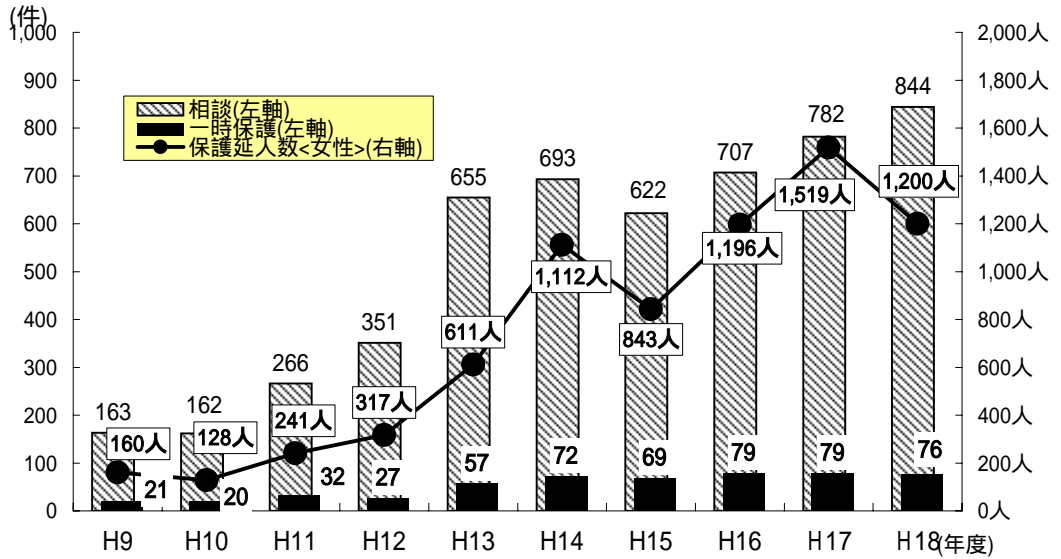
男性のみ又は殆どが男性	男性が多い	男女ほぼ同じくらい	女性が多い	女性のみ又は殆どが女性	無回答
10.5%	9.2%	13.1%	13.4%	27.0%	27.0%

また、ボランティア・NPOにおいてスタッフが「女性のみ」や「女性が多い」組織が約4割である。

基本目標 男女の人権の尊重

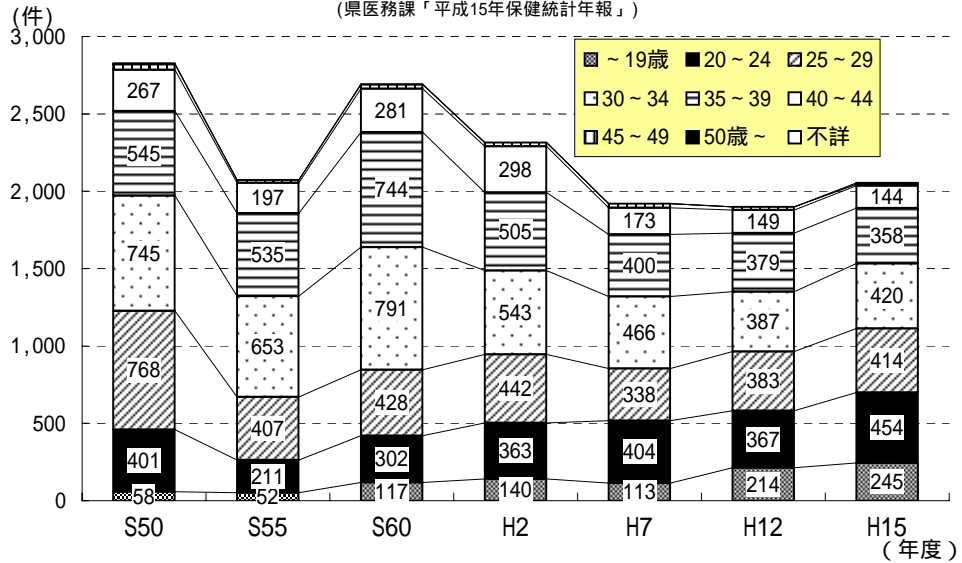
DV防止法施行(H13度)後、相談・一時保護数が急増している。

図表14 ドメスティック・バイオレンスの相談等件数の推移
(奈良県子ども家庭相談センター)



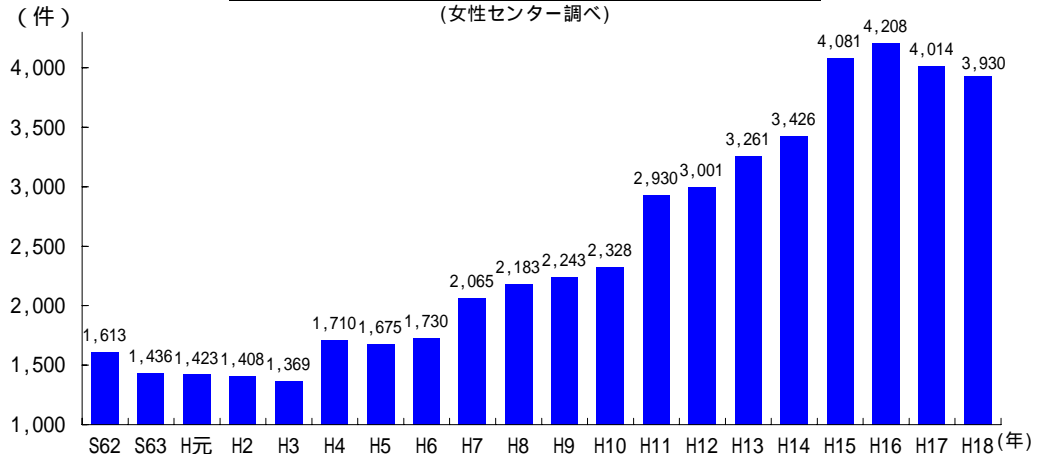
10代～20代の人工妊娠中絶が増加傾向にある。

図表15 年齢階級別・人工妊娠中絶件数の推移(奈良県)
(県医務課「平成15年保健統計年報」)



相談件数は年々減少しているが、心・身体、夫婦問題、法律・経済の分野での相談が依然多く、特に心・身体の相談は年々増加している。

図表16 奈良県女性センター相談コーナー利用状況の推移
(女性センター調べ)



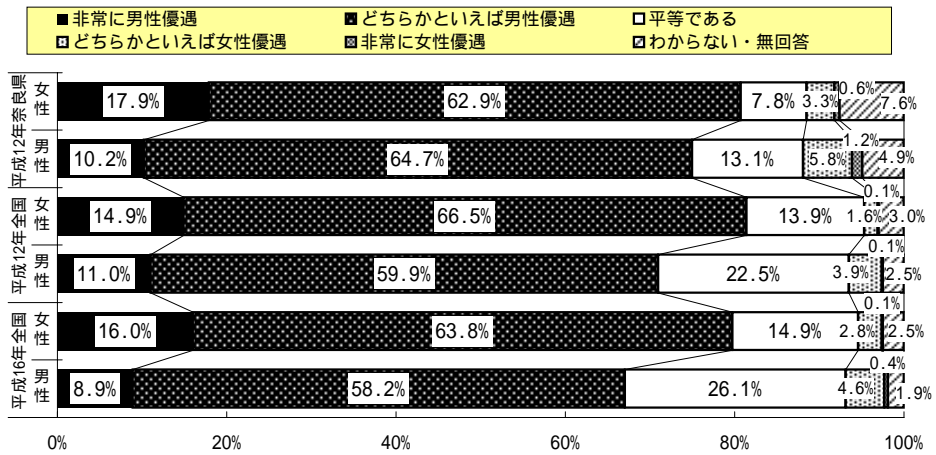
基本目標 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

図表17

男女ともに「男性優遇」を実感している。特に、女性の8割強が「男性が優遇されている」と感じている。
また、全国のH12とH16の調査値を比較しても、大きな意識の変化は見られない。

社会全体における男女の地位の平等感

(奈良県 = 「男女共同参画についてのアンケート報告書(平成12年度)」、
全国 = 「男女共同参画社会に関する世論調査(平成16年11月)」内閣府)

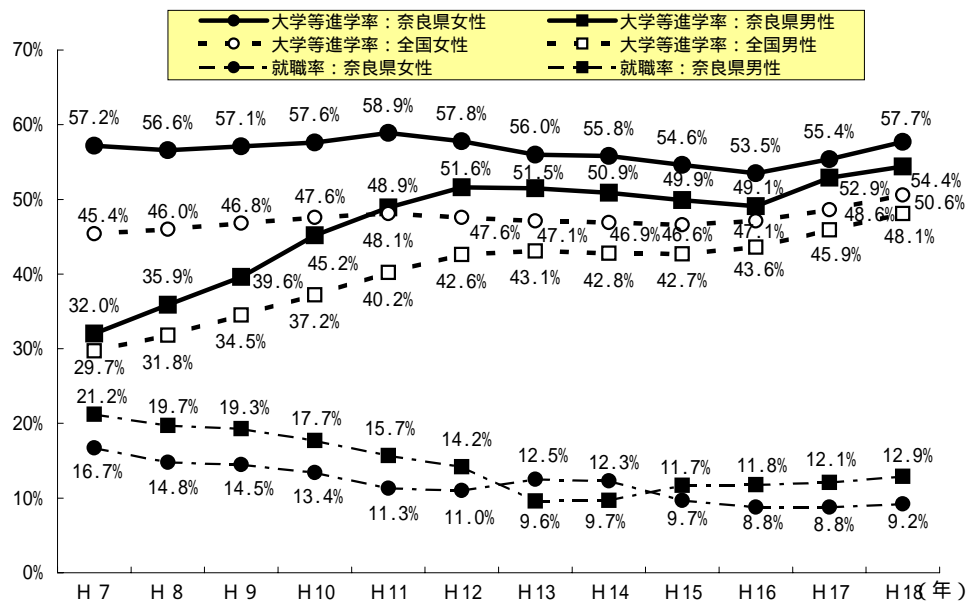


図表18

高校卒業後の状況の推移

(奈良県統計課「学校基本調査結果報告書」)[各年3月現在]

県では約5割の男女が高等教育を受けている。男女とも大学等進学率は近年わずかながら減少傾向にあったが、平成17年度から上昇に転じており、平成18年度の男女計では全国4位である。

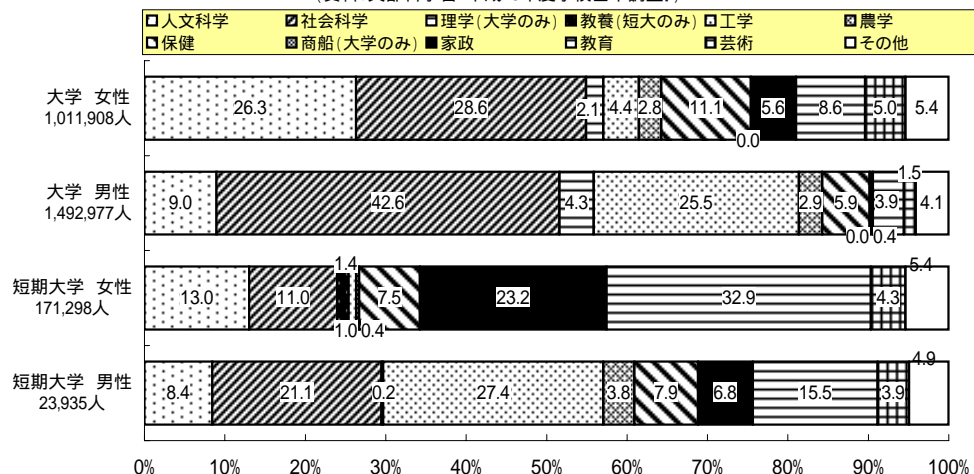


図表19

大学・短期大学生の専攻分野別構成(全国)

(資料:文部科学省「平成18年度学校基本調査」)

女性の大学での専攻は、社会科学、人文科学が多く、短大では教育、家政が多い。
男性の専攻は、社会科学と工学で突出して多い。



(参考) 日本の男女共同参画の状況 国際比較

日本では、人間開発は進んできているが、女性が能力を政治経済活動で発揮する機会は十分ではない。

HDI: 人間開発指数 (Human Development Index)
「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率及び就学率)、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出している。

GEM: ジェンダー・エンパワメント指数 (Gender Empowerment Measure)
女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指数。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性の割合、男女の推定勤労所得を用いて算出する。

図表20

人間開発に関する指標の国際比較

HDI(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.965
2	アイスランド	0.960
3	オーストラリア	0.957
4	アイルランド	0.956
5	スウェーデン	0.951
6	カナダ	0.950
7	日本	0.949
8	米国	0.948
9	スイス	0.947
10	オランダ	0.947
11	フィンランド	0.947
12	ルクセンブルグ	0.945
13	ベルギー	0.945
14	オーストリア	0.944
15	デンマーク	0.943
16	フランス	0.942
17	イタリア	0.940
18	英国	0.940
19	スペイン	0.938
20	ニュージーランド	0.936
21	ドイツ	0.932
22	香港(中国)	0.927
23	イスラエル	0.927
24	ギリシャ	0.921
25	シンガポール	0.916
26	韓国	0.912
27	スロベニア	0.910
28	ポルトガル	0.904
29	キプロス	0.903
30	チェコ共和国	0.885
31	バルバドス	0.879
32	マルタ	0.875
33	クウェート	0.871
34	ブルネイ	0.871
35	ハンガリー	0.869
36	アルゼンチン	0.863
37	ポーランド	0.862
38	チリ	0.859
39	バーレーン	0.859
40	エストニア	0.858
41	リトアニア	0.857
42	スロバキア	0.856
43	ウルグアイ	0.851
44	クオアチア	0.846
45	ラトビア	0.845
46	カタール	0.844
47	セーシェル共和国	0.842
48	コスタリカ	0.841
49	アラブ首長国連邦	0.839
50	キューバ	0.826

GEM(ジェンダー・エンパワメント指数)

順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.932
2	スウェーデン	0.883
3	アイスランド	0.866
4	デンマーク	0.861
5	ベルギー	0.855
6	フィンランド	0.853
7	オランダ	0.844
8	オーストラリア	0.833
9	ドイツ	0.816
10	オーストリア	0.815
11	カナダ	0.810
12	米国	0.808
13	ニュージーランド	0.797
14	スイス	0.797
15	スペイン	0.776
16	英国	0.755
17	アイルランド	0.753
18	シンガポール	0.707
19	アルゼンチン	0.697
20	ポルトガル	0.681
21	コスタリカ	0.675
22	リトアニア	0.660
23	イスラエル	0.656
24	イタリア	0.653
25	リトアニア	0.635
26	ナミビア	0.623
27	ラトビア	0.621
28	チェコ共和国	0.615
29	ギリシャ	0.614
30	ポーランド	0.610
31	エストニア	0.608
32	スロベニア	0.603
33	クオアチア	0.602
34	スロバキア	0.599
35	メキシコ	0.597
36	タンザニア	0.597
37	ブルガリア	0.595
38	キプロス	0.584
39	ペルー	0.580
40	パナマ	0.568
41	ハンガリー	0.560
42	日本	0.557
43	マケドニア	0.554
44	モルドバ共和国	0.544
45	フィリピン	0.533
46	ベネチア・ボリバル共和国	0.532
47	ホンジュラス共和国	0.530
48	エルサルバドル共和国	0.529
49	エクアドル共和国	0.524
50	ウルグアイ	0.513

資料: 国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書」(2006年)
HDIは177ヶ国中、GEMは75ヶ国中の順位

図表21

管理職に占める女性の割合

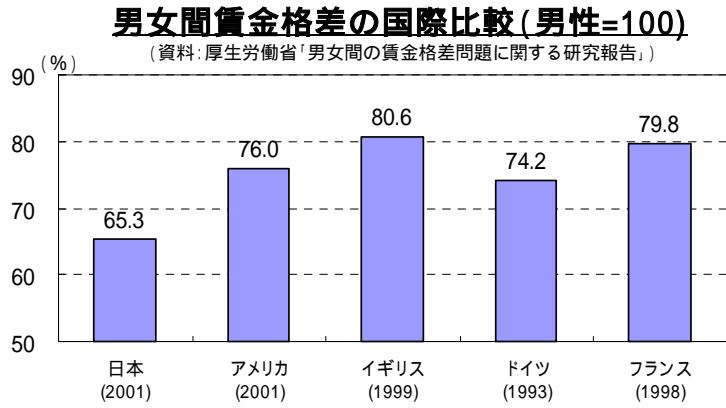
管理職に占める女性の割合は、諸外国と比較してかなり低くなっている。

国名	管理的職業従事者	
	国家公務員管理職	
アメリカ	45.9%	23.1%
フランス	-	19.3%
ドイツ	34.5%	9.5%
スウェーデン	30.5%	-
日本	10.1%	1.5%

資料: 内閣府「男女共同参画の形成に関する解説パンフレット」(H17)より
管理的職業従事者: 日本は2003年、他は2002年、国家公務員管理職: 日本は2004年、ドイツは1998年、他は2001年

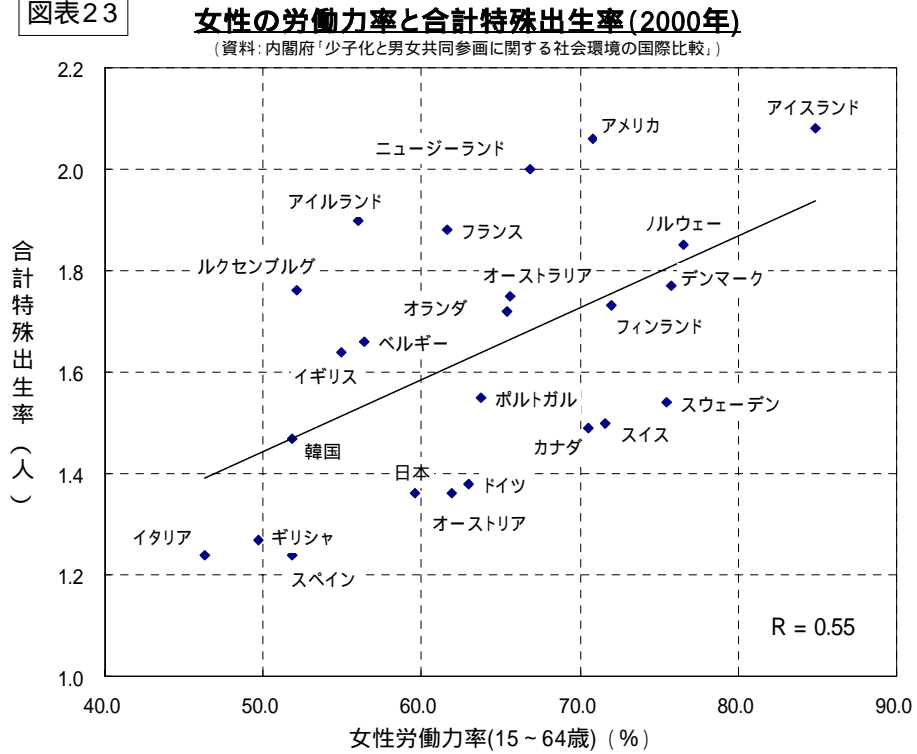
図表22

日本の男性の平均賃金水準を100としたときに、女性の平均賃金水準は、2001年の数字で65.3であり、男女間賃金格差は国際的にみても大きい。



図表23

OECD加盟国のうち1人当たりGDP (国内総生産)が1万ドルを超える24ヶ国についてみると、2000年では、女性の労働力率が高い国ほど、合計特殊出生率が高いという関係 (正の相関関係)がある。



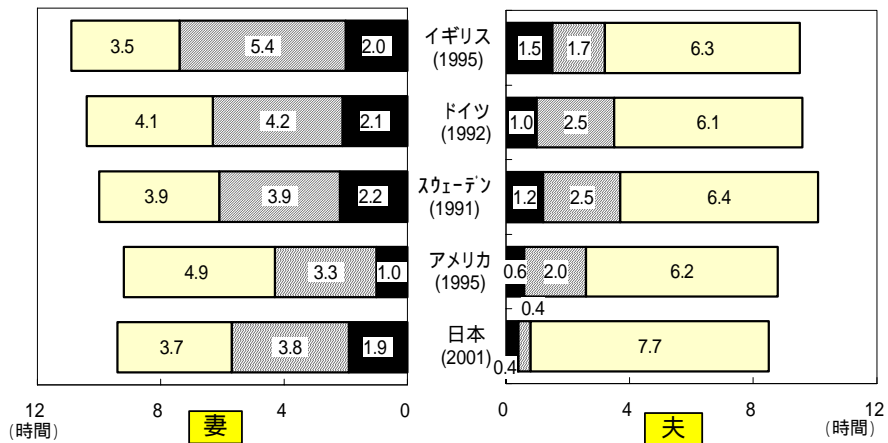
女性の労働力率:アイスランド、アメリカ、スウェーデン、スペイン、ノルウェーは、16~64歳、イギリスは16歳以上

図表24

日本の男性の育児時間、家事時間は、各0.4時間で諸外国の中でも最低で、育児・家事時間に仕事時間を加えた総時間も最低である。

育児期にある夫婦の育児等の時間の国際比較

資料:内閣府「男女共同参画の形成に関する解説パンフレット」(H17)より



5歳未満 (日本は6歳未満)の子どものいる夫婦の育児、家事及び稼働労働時間はフルタイム就業者 (日本は有業者)の値、夫は全体の平均値

第2章 市町村における推進状況

1. 推進体制等(その1)

(平成19年4月1日現在)

項目 市町村名	所 管 部 署	首長部局	専管組織	庁内 推進体制	諮問機関等
奈良市	市民生活部人権文化推進室男女共同参画課				
大和高田市	市民商工部人権施策課男女共同参画推進室				
大和郡山市	市民生活部人権施策推進課男女共同参画係				
天理市	市民部男女共同参画課男女共同参画係				
橿原市	企画調整部人権施策課男女共同参画室				
桜井市	市民部人権課人権係				
五條市	生活産業部人権施策課女性施策係				
御所市	市民部人権同和对策課男女共同参画係				
生駒市	教育委員会生涯学習部女性青少年課				
香芝市	市民生活部人権・共同参画課				
葛城市	市民生活部人権政策課男女共同参画係				
宇陀市	市民環境部人権政策課				
山添村	総務課人権啓発室				
平群町	総務財政課男女共同参画係				
三郷町	人権推進課				
斑鳩町	総務部企画財政課政策企画調整係				
安堵町	総務課				
川西町	総務部企画財政課				
三宅町	総務課				
田原本町	総務部企画財政課企画調整係				
曽爾村	ふれあい推進課				
御杖村	総務課人権施策グループ				
高取町	住民福祉課				
明日香村	教育委員会教育課公民館係				
上牧町	住民福祉部福祉課人権啓発係				
王寺町	総務部企画財政課政策情報管理係				
広陵町	総務部総務課企画調整係				
河合町	教育委員会生涯学習課人権対策係				
吉野町	教育委員会事務局社会教育グループ				
大淀町	総務課				
下市町	教育委員会社会教育係				
黒滝村	住民課				
天川村	住民課				
野迫川村	総務課女性施策係				
十津川村	総務課総務係				
下北山村	住民課男女共同参画推進係				
上北山村	住民課女性対策係				
川上村	教育委員会社会教育係				
東吉野村	総務企画課庶務係				
合 計		33	11	11	9

1. 推進体制等(その2)

(平成19年4月1日現在)

項目 市町村名	男女共同参画のための総合的な施設	男女共同参画に関する条例	男女共同参画に関する計画	住民対象の意識調査等実績	総合計画等での位置付け
奈良市	(H14.9設置)	(H15.4.1施行)			
大和高田市		(H14.4.1施行)			
大和郡山市					
天理市	(H10.4設置)				
橿原市		(18.7.1施行)			
桜井市					
五條市					
御所市					
生駒市	(H2.4設置)	(H19.9)			
香芝市					
葛城市			(H20.3)	(H19.7)	
宇陀市		(H20以降)	(H20.3)		(H20.3)
山添村					
平群町		(H20以降)			
三郷町					
斑鳩町		(H16.4.1施行)			
安堵町					
川西町					
三宅町					
田原本町		(H20以降)			
曾爾村					
御杖村		(H20以降)	(H20以降)		
高取町					
明日香村		(H20以降)			
上牧町					(H19)
王寺町					
広陵町					
河合町					
吉野町					
大淀町					
下市町					
黒滝村					
天川村					
野迫川村					
十津川村					
下北山村					
上北山村					
川上村					
東吉野村		(H20以降)			
合計	3	4	12	15	17

制定・策定済

検討中

2. 相談体制

(平成19年4月1日現在)

項目 市町村名	女性問題等の相談事業	実施日		H18年度 相談件数
奈良市	女性問題相談室(女性問題相談員)	毎週月・水・金・土(男女共同参画センター) 毎週月・水(西部会館)		3,017件
大和高田市	女性相談(フェミニストカウンセラー)	毎月第1・3金曜		48件
大和郡山市	人権相談(人権啓発指導員又は職員) 電話DV相談(専門相談員) 面接DV相談(専門相談員)	市役所執務時間内 毎月第1・3金曜 奇数月第3木曜		66件
天理市	女性のための法律相談(弁護士) 女性のためのこころの相談(フェミニストカウンセラー) 女性のためのこころの電話相談(女性専門相談員)	毎月第1金曜 毎月第2・4金曜 毎月第1・3木曜		139件
橿原市	法律相談(女性弁護士)	毎月第2・4金曜		45件
桜井市	女性相談(フェミニストカウンセラー)	毎月第4月曜		0件
五條市				7件
御所市	女性法律相談(弁護士) おばさんたちの知恵袋	毎月第2火曜 毎月第3火曜		30件
生駒市	電話・来館相談(社会教育指導員) 女性相談(フェミニストカウンセラー) 女性法律相談(弁護士)	毎週月～金 毎月第2・4水曜 毎月第3水曜		480件
香芝市	女性法律相談(弁護士) 男女共同参画電話相談(フェミニストカウンセラー)	毎月第4水曜 毎月第2火曜		60件
葛城市				0件
宇陀市				6件
山添村				0件
平群町				0件
三郷町				0件
斑鳩町	女性のための相談(フェミニストカウンセラー)	毎月第2・4金曜		14件
安堵町				0件
川西町				0件
三宅町				0件
田原本町				0件
曽爾村				0件
御杖村	人権に関わる相談(相談員) 心配ごと相談	平日(常設) 毎月11日		0件
高取町				0件
明日香村				0件
上牧町				0件
王寺町				0件
広陵町				0件
河合町	女性・DV問題電話相談(相談員)	毎週火・金		64件
吉野町				0件
大淀町	DVに関する相談	随時		2件
下市町				0件
黒滝村				0件
天川村				0件
野迫川村				0件
十津川村				0件
下北山村				0件
上北山村				0件
川上村				0件
東吉野村				0件
合計	13			

3. 女性の登用状況(その1)

(平成19年3月31日現在)

項目 市町村名	審議会等における登用状況					地方自治法に基づく委員会 等における登用状況			市町村議会議員		
	委員 総数	うち 女性数	女性 比率	目標値	目標年度	委員 総数	うち 女性数	女性 比率	議員総 数	うち 女性数	女性比 率
奈良市	1,335	277	20.7%	30%	平成22年度	56	3	5.4%	43	5	11.6%
大和高田市	651	176	27.0%	30%	平成18年度	37	4	10.8%	18	3	16.7%
大和郡山市	407	52	12.8%	30%	平成18年度	36	2	5.6%	24	1	4.2%
天理市	370	72	19.5%	30%	平成27年度	35	1	2.9%	20	2	10.0%
橿原市	756	164	21.7%	30%	平成19年度	43	1	2.3%	22	4	18.2%
桜井市	497	90	18.1%	30%	平成25年度	38	2	5.3%	18	1	5.6%
五條市	253	39	15.4%			33	2	6.1%	21	1	4.8%
御所市	516	93	18.0%			37	1	2.7%	14	2	14.3%
生駒市	860	227	26.4%	40%	平成26年度	42	3	7.1%	23	6	26.1%
香芝市	903	186	20.6%	30%	平成22年度	37	1	2.7%	19	2	10.5%
葛城市	281	33	11.7%			43	0	0.0%	18	2	11.1%
宇陀市	448	76	17.0%			54	0	0.0%	22	0	0.0%
山添村	218	35	16.1%			36	2	5.6%	10	0	0.0%
平群町	298	66	22.1%			39	2	5.1%	14	3	21.4%
三郷町	240	47	19.6%			29	2	6.9%	15	1	6.7%
斑鳩町	306	78	25.5%	35%	平成27年度	36	3	8.3%	13	1	7.7%
安堵町	83	12	14.5%			31	1	3.2%	13	0	0.0%
川西町	113	25	22.1%	30%	平成23年度	37	3	8.1%	13	0	0.0%
三宅町	96	22	22.9%			31	2	6.5%	12	0	0.0%
田原本町	147	21	14.3%			34	0	0.0%	14	1	7.1%
曽爾村	17	1	5.9%	10%	平成20年度	30	5	16.7%	9	0	0.0%
御杖村	103	25	24.3%			14	1	7.1%	8	0	0.0%
高取町	175	53	30.3%			33	0	0.0%	12	1	8.3%
明日香村	149	33	22.1%			38	4	10.5%	10	0	0.0%
上牧町	164	41	25.0%			25	3	12.0%	16	4	25.0%
王寺町	327	79	24.2%			31	1	3.2%	15	4	26.7%
広陵町	175	27	15.4%			31	0	0.0%	16	2	12.5%
河合町	261	68	26.1%			30	1	3.3%	15	2	13.3%
吉野町	204	30	14.7%			32	2	6.3%	14	1	7.1%
大淀町	164	28	17.1%			32	1	3.1%	12	1	8.3%
下市町	140	17	12.1%			36	1	2.8%	10	0	0.0%
黒滝村	130	10	7.7%			27	1	3.7%	7	0	0.0%
天川村	42	11	26.2%			27	2	7.4%	9	0	0.0%
野迫川村	107	13	12.1%			20	1	5.0%	7	0	0.0%
十津川村	138	19	13.8%			27	4	14.8%	12	0	0.0%
下北山村	71	5	7.0%			6	0	0.0%	8	0	0.0%
上北山村	128	9	7.0%			0	0		7	0	0.0%
川上村	81	13	16.0%			22	0	0.0%	8	0	0.0%
東吉野村	57	3	5.3%			26	0	0.0%	8	0	0.0%
合計	11,411	2,276	19.9%			1,251	62	5.0%	569	50	8.8%

3. 女性の登用状況(その2)

(平成19年3月31日現在)

項目 市町村名	管理職(課長補佐級以上)の在職状況						自治会における登用状況			女性の三役または教育長 または議会議長	
	管理職 総数	うち 女性数	女性 比率	うち一般行政職			自治会 長総数	うち 女性数	女性 比率	職氏名	在任期間
				管理職 総数	うち 女性数	女性 比率					
奈良市	534	41	7.7%	464	41	8.8%	1086	86	7.9%		
大和高田市	215	51	23.7%	130	20	15.4%	137	4	2.9%		
大和郡山市	189	41	21.7%	167	19	11.4%	315	22	7.0%		
天理市	190	36	18.9%	146	16	11.0%	131	2	1.5%		
橿原市	296	71	24.0%	280	55	19.6%	610	51	8.4%		
桜井市	131	21	16.0%	106	11	10.4%	108	0	0.0%		
五條市	123	11	8.9%	88	9	10.2%	298	7	2.3%	教育長 田村 幸子	H18.4.1 ~ H19.5.31
御所市	55	8	14.5%	55	8	14.5%	60	0	0.0%		
生駒市	181	11	6.1%	145	7	4.8%	120	13	10.8%		
香芝市	60	9	15.0%	53	2	3.8%	41	0	0.0%		
葛城市	123	16	13.0%	88	5	5.7%	44	0	0.0%		
宇陀市	272	83	30.5%	224	57	25.4%	215	7	3.3%		
山添村	6	1	16.7%	4	1	25.0%	30	0	0.0%		
平群町	47	6	12.8%	47	6	12.8%	42	2	4.8%		
三郷町	47	7	14.9%	47	7	14.9%	44	3	6.8%		
斑鳩町	47	8	17.0%	35	1	2.9%	144	11	7.6%		
安堵町	11	3	27.3%	11	3	27.3%	12	0	0.0%		
川西町	40	8	20.0%	39	7	17.9%	19	0	0.0%	教育長 松本 ひろ子	H16.10.1 ~ H20.9.30
三宅町	26	6	23.1%	22	2	9.1%	10	0	0.0%		
田原本町	56	2	3.6%	56	2	3.6%	99	1	1.0%		
曽爾村	14	4	28.6%	14	4	28.6%	9	0	0.0%		
御杖村	19	1	5.3%	19	1	5.3%	4	0	0.0%		
高取町	22	3	13.6%	22	3	13.6%	23	0	0.0%		
明日香村	23	2	8.7%	22	1	4.5%	39	0	0.0%		
上牧町	45	7	15.6%	42	5	11.9%	23	2	8.7%		
王寺町	36	2	5.6%	36	2	5.6%	51	3	5.9%		
広陵町	81	16	19.8%	81	16	19.8%	38	0	0.0%		
河合町	49	5	10.2%	36	3	8.3%	20	2	10.0%		
吉野町	34	7	20.6%	33	6	18.2%	49	0	0.0%		
大淀町	106	29	27.4%	59	7	11.9%	51	0	0.0%		
下市町	44	5	11.4%	44	5	11.4%	86	0	0.0%		
黒滝村	14	4	28.6%	14	4	28.6%	12	0	0.0%		
天川村	9	0	0.0%	9	0	0.0%	27	0	0.0%		
野迫川村	14	2	14.3%	14	2	14.3%	13	0	0.0%		
十津川村	38	5	13.2%	38	5	13.2%	54	0	0.0%		
下北山村	9	0	0.0%	9	0	0.0%	8	0	0.0%		
上北山村	11	0	0.0%	11	0	0.0%	4	0	0.0%		
川上村	15	0	0.0%	15	0	0.0%	26	0	0.0%		
東吉野村	14	1	7.1%	14	1	7.1%	19	0	0.0%		
合計	3,246	533	16.4%	2,739	344	12.6%	4,121	216	5.2%	2名	

第3章 参 考 资 料

奈良県男女共同参画推進条例

平成13年7月1日公布

奈良県条例第5号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第18条）

第3章 奈良県男女共同参画審議会（第19条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、奈良県では、奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例（平成9年3月奈良県条例第24号）を制定するなど、差別のない、人権が尊重される社会を目指してきた。

男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸として、国際的な連帯により積極的に展開されてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行が依然として存在し、男女平等の実現には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急速な変化に対応するため、男女があらゆる分野において個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、重要かつ緊急な課題となっている。

このような状況にかんがみ、奈良県は、性別にかかわらず、一人一人が人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すものである。

ここに、私たちは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって県、県民及び事業者の男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動その他の活動に共にかかわることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、当該取組を勘案して推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の推進に当たっては国、市町村、県民及び事業者と協力して取り組むとともに、男女共同参画を推進するための体制を整備するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女が共同して参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できるよう就業環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害)

第7条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること又は性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することをいう。以下同じ。)並びに配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

(市町村長との協力)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、市町村長の協力が必要であると認めるときは、その協力を求め、又は市町村長から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、奈良県男女共同参画審議会に意見を聴かななければならない。

- 4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
(県民の理解を深めるための措置)
- 第11条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)
- 第12条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、男女共同参画を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。
(教育の場における男女共同参画の推進)
- 第13条 県は、学校教育及び社会教育の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。
(性別による人権侵害の防止に関する取組)
- 第14条 県は、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為の防止に関する取組を行うよう努めるものとする。
(苦情及び相談の処理)
- 第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 県は、関係行政機関と連携を図りつつ協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談の処理に努めるものとする。
(調査研究)
- 第16条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。
(民間の団体の活動に対する情報提供等)
- 第17条 県は、民間の団体が行う男女共同参画に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(施策の推進状況の公表)
- 第18条 知事は、毎年1回、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

第3章 奈良県男女共同参画審議会

- 第19条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に建議することとさせるため、奈良県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県男女共同参画審議会設置要綱

(規定)

第1 奈良県男女共同参画推進条例第19条第7項の規定に基づき、奈良県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し以下のように定める。

(会長)

第2 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を主宰し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ、会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第3 審議会は、会長が招集する。

(意見等の聴取)

第4 会長は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め意見を聴くことができる。

(部会)

第5 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について検討する。

3 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

4 部会は、当該部会のうちから会長が指名する部会長が主宰する。

(その他)

第6 審議会の庶務は、男女共同参画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

奈良県男女共同参画審議会委員

(50音順、敬称略)

【平成19年7月1日現在】

上 田 実千代	中小企業診断士
音 田 昌 子	大阪府立文化情報センター所長
北 野 博 子	小児科医
桐 野 由美子	京都ノートルダム女子大学教授
杉 若 弘 子	同志社大学教授
竹 平 均	日本労働組合総連合会奈良県連合会会長代理
辻 村 泰 範	奈良県老人福祉施設協議会会長
中 尾 征 夫	奈良県経営者協会専務理事
中 川 幾 郎	帝塚山大学教授
西 川 ひろこ	一般県民
能 見 直 英	一般県民
馬 場 勝 也	弁護士
稗 田 睦 子	(社)国際女性教育振興会奈良県支部
宮 坂 靖 子	奈良女子大学准教授
森 岡 安佐子	奈良県女性農業士会会長

奈良県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、奈良県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本方策の樹立に関する事。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関する事。
- (3) その他男女共同参画社会の形成の促進に関し必要な事。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別記1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、部務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会議)

第5条 本部に幹事会議を置き、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は生活環境部長をもって、副幹事長は生活環境部次長をもって、幹事は 別記2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会議は、本部の所掌事務について本部員を補佐し、次の事務を処理する。
 - (1) 本部に付議する事項に関する企画、調査及び検討
 - (2) 本部から指示された事項の調査及び検討
 - (3) その他本部を補助するために必要な業務
- 4 特定の事項について調査・検討を行う必要がある場合、幹事長は幹事会議に企画推進員会議及びワーキンググループを置くことができる。

(会議)

第6条 本部の会議は本部長が、幹事会議は幹事長が招集する。

- 2 本部長又は幹事長は、必要があると認めるときは、本部又は幹事会議に女性問題について学識経験ある者等の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(本部の事務)

第7条 本部の事務は、生活環境部男女共同参画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月20日から施行する。

平成8年4月1日一部改正
平成11年4月1日一部改正
平成12年4月1日一部改正
平成13年4月1日一部改正
平成14年4月1日一部改正
平成15年4月1日一部改正
平成16年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成19年7月3日一部改正

別記1 本部員

総務部長	知事公室長	企画部長	観光交流局長	福祉部長
健康安全局長	こども家庭局長	生活環境部長	商工労働部長	農林部長
土木部長	会計管理者	水道局長	教育長	警察本部長

別記2 幹事

知事公室 総務部	広報広聴課長 総務課長	人事課長	自治能力開発センター所長	行政経営課長
企画部 観光交流局	総合政策課長 交流政策課長	観光課長	文化国際課長	
福祉部 こども家庭局 健康安全局	福祉政策課長 こども家庭課長 医務課長	障害福祉課長 少子化対策室長 健康増進課長	長寿社会課長 青少年課長 薬務課長	
生活環境部	県民生活課長	人権施策課長	男女共同参画課長	
商工労働部	商工課長	工業支援課長	雇用労政課長	
農林部	農政課長	農業経営課長	農業水産振興課長	林政課長
土木部	監理課長	住宅課長		
会計局	総務課長			
水道局	総務課長			
教育委員会	総務福利課長 人権教育課長	生涯学習課長 保健体育課長	教職員課長 教育研究所長	学校教育課長
警察本部	警務課長			

奈良県男女共同参画県民会議設置要綱

(目的)

第1条 地域、職場、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の浸透を図り、それぞれの主体的な取組と相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、奈良県男女共同参画県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 県民会議は、男女共同参画社会の実現に向けて次の取組を行う。

- (1) 地域、職場、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の形成に向けた自主的な取組に関する事。
 - (2) 奈良県男女共同参画推進条例（平成13年7月奈良県条例第5号）の理念を踏まえた「なら男女共同参画プラン21」の具体化に向けての取組及び推進に関する事。
 - (3) その他男女共同参画社会づくりのために必要な事業。
- 2 県民会議は、前項の取組における推進状況を把握し、管理する。

(構成)

- 第3条 県民会議は、団体等が推薦する者、一般公募県民及び学識経験を有する者の中から、知事が委嘱した委員で構成する。
- 2 委員の任期は委嘱の日から2年とする。ただし、補欠又は増員の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 県民会議には、会長1名及び副会長1名を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
 - 3 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第5条 県民会議の会議は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
 - 3 団体等からの選出委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

(部会)

- 第6条 県民会議に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事項を所掌する。
- 一 事業推進部会 事業の推進に関する事。
 - 二 啓発推進部会 広報啓発に関する事。
- 2 委員は、部会に所属するものとする。
 - 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

(庶務)

第7条 県民会議の庶務は、奈良県生活環境部男女共同参画課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年5月16日から施行する。
- 2 県民会議の設立当初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

平成19年度 奈良県男女共同参画県民会議委員名簿

平成19年11月30日現在

	委員氏名	組織名	事業	啓発	備考
1	池田 洋行	公募委員			
2	辻村 美智子	奈良県PTA協議会			
3	池原 真智子	NPOなら人権情報センター			
4	井上 康二	奈良県地域づくり団体協議会			副会長
5	清水 昭子	奈良県婦人教育推進会			
6	今西 康世	奈良県女性経営研究会			
7	上岡 晃子	奈良県中小企業団体中央会			
8	上田 和子	奈良県身体障害者福祉協会連合会			
9	植田 喜志子	奈良県食生活改善推進員連絡協議会			
10	上田 裕よし	日本ボーイスカウト奈良県連盟			
11	内野 典英	奈良県商工会議所連合会			
12	大鳥 清香	(社)奈良県母子福祉連合会			
13	秋元 貴代子	奈良県女性センターグループ飛翔			
14	平野 勝弘	(社)日本青年会議所近畿地区奈良ブロック協議会			
15	岡本 和美	(社)奈良県医師会			部会長(啓発)
16	奥田 晶子	文化研究会			
17	堀内 哲司	奈良県ボランティア連絡協議会			
18	音田 昌子	大阪府立文化情報センター			会長
19	風味 良美	公募委員			
20	梶野 洋子	奈良県地域婦人団体連絡協議会			
21	総谷 英子	(社)なら女性フォーラム			
22	松村 啓子	高齢社会をよくする会・奈良			
23	菱垣 真澄	奈良県青年団協議会			
24	上掛 利博	京都府立大学福祉社会学部			
25	米田 義直	JAならけん			
26	川本 サエ子	奈良県退職女教師の会			
27	栗林 伸子	(社)奈良県看護協会			
28	小城 利重	奈良県町村会			
29	島 由美子	奈良弁護士会			
30	島野 吉裕	(社)奈良県病院協会			
31	中野 和子	(社)ガールスカウト日本連盟奈良県支部			
32	岩村 和典	奈良労働局雇用均等室			
33	高橋 幸子	(福)奈良「いのちの電話」協会			
34	武田 千加代	奈良NPOセンター			
35	竹平 均	日本労働組合総連合会奈良県連合会			
36	巽 千津子	部落解放同盟奈良県連合会			
37	田中 康正	(社)奈良県歯科医師会			
38	辻 恵介	(株)奈良新聞社			
39	辻 良彰	(社)奈良工業会			
40	寺田 眞佐子	国際ソロプチミスト奈良			
41	米田 季弘	奈良県生活協同組合連合会			
42	中尾 征夫	奈良県経営者協会			部会長(事業推進)
43	中岡 富美一	(財)21世紀職業財団奈良事務所			
44	西川 ひろこ	公募委員			
45	能見 直英	公募委員			
46	野崎 善男	奈良県民生児童委員連合会			
47	春木 清夏	(社)奈良県建設業協会			
48	平田 静太郎	奈良県私立中学高等学校連合会			
49	増田 誠司	奈良県社会福祉協議会			
50	東出 正史	奈良県4Hクラブ連絡協議会			
51	沼田 弘子	奈良県女性センターホームヘルパー連絡協議会			
52	中井 洋子	奈良県保育協議会			
53	杉本 好弘	奈良地方法務局人権擁護課			
54	丸山 悦子	(社)大学婦人協会奈良支部			
55	林 三起子	奈良県商工会連合会			
56	中 恵子	奈良県農村生活研究グループ連絡協議会			
57	矢追 義法	奈良県老人福祉施設協議会			
58	山田 洋子	奈良友の会			
59	吉井 良政	奈良県信用金庫協会			
60	大林 美亀	(社)国際女性教育振興会奈良県支部			
61	吉田 浩巳	大和・まほろばNPOセンター			
62	吉田 誠克	奈良県市長会			
63	脇本 啓介	(社)奈良県銀行協会			
64	荒井 正吾	奈良県			
65	山本 吉延	奈良県教育委員会事務局			
66	松永 久典	奈良県生活環境部			

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日 法律第78号）

改正 平成11年7月16日 法律第102号
同 11年12月22日 同 第160号

目次

前 文

第1章 総則（第1条～第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な促進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日 法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日 法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第2条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

男女共同参画政策のあゆみ

(年)	世 界	日 本	奈 良 県
1945 (昭20)	・国際連合成立(国連憲章採択)	・衆議院議員選挙法改正(婦人参政権実現)	
1946 (昭21)	・国連に「婦人の地位委員会」発足	・日本国憲法制定	
1948 (昭23)	・「世界人権宣言」採択 (国連総会)		
1967 (昭42)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択(国連総会)	・総理府に「婦人関係の諸問題に関する懇談会」設置	
1972 (昭47)	・1975年を国際婦人年とすることを決定(国連総会)		
1975 (昭50)	・「国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコシティ) ・「世界行動計画」を採択 ・1976年から10年間を「国連婦人の10年」と決定(国連総会)	・「総理府婦人問題担当室」発足 ・「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置 ・「教員等育児休業法(女子教員、看護婦、保母等対象)」公布	
1976 (昭51)	・ILO(国際労働機関)に婦人労働問題担当室を設置	・民法改正(離婚後の氏の選択)	・婦人問題に関する窓口を「県民課」とする
1977 (昭52)		・「国内行動計画」決定 ・国立婦人教育会館開館 ・「国内行動計画前期重点目標」発表	・「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」設置
1978 (昭53)		・「国内行動計画第1回報告書」発表	・「奈良県婦人問題懇談会」設置 ・「婦人問題に関する世論調査」実施
1979 (昭54)	・「女子差別撤廃条約」採択 ・「国連婦人の10年」エスカップ 地域政府間準備会議開催 (ニューデリー)		
1980 (昭55)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ・世界会議で「女子差別撤廃条約」署名式	・「国内行動計画第2回報告書」発表 ・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法改正(配偶者の法定相続分引上げ)	・婦人の地位と福祉の向上をめざして婦人問題懇談会より「提言」
1981 (昭56)	・「ILO156号条約」採択 (ILO総会) ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	・「婦人対策課」設置 ・「奈良県婦人会議」設置 ・「婦人相談コーナー」開設 ・「北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議」を総理府と共催で実施
1982 (昭57)			・「婦人情報コーナー」開設
1983 (昭58)		・「国内行動計画第3回報告書」発表	・「奈良県婦人問題啓発推進会議」設置
1984 (昭59)	・「国連婦人の10年」エスカップ 地域政府間準備会議開催(東京)		
1985 (昭60)	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法改正(国籍の父母両系主義確立) ・「国内行動計画第4回報告書」発表 ・「女子差別撤廃条約」批准	
1986 (昭61)		・「男女雇用機会均等法」施行	・「奈良県女性センター」開設 ・「奈良県婦人行動計画」策定
1987 (昭62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」決定	
1990 (平2)	・「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択		
1991 (平3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・中学校で家庭科の男女共修開始	・「奈良県女性の現状と意識に関する調査」実施

(年)	世 界	日 本	奈 良 県
1992 (平 4)		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣設置	
1993 (平 5)	・世界人権会議開催(ウィーン) ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」成立	・「奈良県女性行動計画修正版」作成 ・課の名称を「婦人対策課」から「女性政策課」に変更
1994 (平 6)	・第4回世界女性会議エスカップ 地域政府間準備会議開催 (ジャカルタ) ・「国際人口・開発会議」開催 (カイロ)	・高校で家庭科の男女共修開始 ・総理府に「男女共同参画室」及び 「男女共同参画審議会」「男女共同 参画推進本部」設置	・「男女が共に支える社会づくりのため の県民意識調査」実施
1995 (平 7)	・「女性に対する暴力をなくす決議」 採択(国連人権委) ・第4回世界女性会議開催(北京) ・「北京宣言」及び「行動綱領」 採択	・「育児・介護休業法」成立	・「奈良県男女共同参画推進本部」設置 ・「花ひらく-ならの女性生活史-」発刊
1996 (平 8)		・男女共同参画審議会が総理大臣に 「男女共同参画ビジョン」を答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「奈良県女性の現状(女性白書)」作成
1997 (平 9)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法」改正	・「なら女性プラン21-奈良県女性 行動計画(第二期)-」策定
1998 (平10)		・「男女雇用機会均等法」改正 (母性保護施行) ・「男女共同参画社会基本法」につい ての答申	
1999 (平11)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「労働基準法」施行一部改正施行 ・「育児・介護休業法」一部改正施行 ・「女性に対する暴力のない社会をめ ざして」答申 ・「男女共同参画社会基本法」施行	
2000 (平12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開 催(ニューヨーク) 「政治宣言」「北京宣言及び行動綱 領実施のためのさらなる行動とイ ニシアティブに関する文書」採択	・「男女共同参画基本計画策定に当た っての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」施行	・「男女共同参画についてのアンケート」 実施
2001 (平13)		・「総理府男女共同参画室」から「内 閣府男女共同参画局」に改組 ・第1回男女共同参画週間 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」公布	・課の名称を「女性政策課」から「男 女共同参画課」に変更 ・「奈良県男女共同参画推進条例」施行 ・「奈良県1日女性模擬議会」開催 ・「データでみる ならの男女共同参 画」作成
2002 (平14)		・「育児・介護休業法」一部改正施行 ・各都道府県に配偶者暴力相談支援セ ンター開設 ・「母子・寡婦福祉法」一部改正施行	・「なら男女共同参画プラン21(奈 良県男女共同参画計画(なら女性プラン 21改訂版))」策定 ・「奈良県男女共同参画県民会議」設置
2003 (平15)		・「女性のチャレンジ支援」提言最終 報告 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行	
2004 (平16)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」一部改正 ・「性同一障害者特例法」施行 ・「男女共同参画社会の将来像検討会 報告書」報告	
2005 (平17)	・第49回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+10」世界閣僚級会 合)(ニューヨーク)	・「男女共同参画計画改定に当たっ ての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」 策定	
2006 (平18)		・「男女雇用機会均等法」改正	・「なら男女GENKIプラン(奈良 県男女共同参画計画(第2次))」策定
2007 (平19)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」一部改正	

平成19年度 奈良県男女共同参画関係施策の概要

1. 男女共同参画課事業

NO. 1

事業名	概要	
	趣旨・目的	内容
男女共同参画県民会議事業	地域、職場、学校、家庭その他あらゆる分野において男女共同参画を推進するために設置した県民会議を核に構成団体の主体的な取組と相互連携により、男女共同参画の浸透と定着を図る。	<p>男女共同参画県民会議</p> <p>内容 総会、部会、小委員会の開催</p> <p>構成 公募県民、学識経験者、団体代表、県、市町村代表等</p> <p>活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 各構成団体等による自主事業の実施 男女共同参画通信「すてっぷ」の発行 女性のチャレンジ支援 男性の家事育児への参画促進 <p>運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 総会、部会、小委員会の運営 <p>【小委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新女性のチャレンジ推進委員会 男女のライフスタイルを考える委員会
新 男も家事(おもかじ)いっぱい推進事業	本県は、女性の労働力率が全国最下位(国勢調査：平成17年)、合計特殊出生率が全国43位(人口動態統計：平成17年)であることから、女性の育児負担の軽減と就労促進に向け、子育て世帯の男性を主な対象に、男女共同参画県民会議と連携協力し家事・育児への積極的な参画を促進するための啓発事業を実施する。	<p>男も家事(おもかじ)いっぱい推進事業</p> <p>時期 平成19年11月10日</p> <p>場所 ダイアモンドシアトル(橿原市)</p> <p>内容 男の生き方・働き方実践トーク人形劇</p>
女性に対する暴力防止対策事業	DV、性犯罪、セクハラ等の女性に対する暴力の根絶をめざし、県民の意識啓発、被害者支援に取り組む。	<p>女(ひと)と男(ひと)が築く人権フォーラム</p> <p>時期 平成19年11月25日(橿原文館)</p> <p>内容 基調講演 パネルディスカッション</p>
男女共同参画広報啓発事業	男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画し、ともに責任を担う「男女共同参画社会」の実現をめざし、男女共同参画に関する広報啓発を行う。	<p>男女共同参画啓発パンフレットの発行</p> <p>内容 女性のチャレンジ支援(管理職編)</p> <p>部数 15,000部</p> <p>男女共同参画計画進捗状況報告書の作成</p> <p>部数 300部</p> <p>男女共同参画週間啓発事業</p> <p>【男女共同参画週間イベント】</p> <p>時期 平成19年7月3日～8日</p> <p>場所 県女性センター</p> <p>内容 講演会、パネル展示等</p>
女性人材情報バンク事業	県審議会等の政策決定・意思決定の場への女性の登用及びあらゆる社会活動への女性の参画を促進するため、女性人材情報を収集し、庁内・市町村等に提供。	<p>登録者数 508名</p> <p>(平成19年3月末現在)</p>
知事と女性リーダーとの談話会	県政談話会の一環として、女性リーダーの立場から県の地域課題や将来像を語り合う談話会を開催。	<p>時期 未定</p> <p>参加 女性リーダー10名程度</p>

事業名	概要	
	趣旨・目的	内容
新 奈良県婦人会館整備事業	来館者の安全確保の観点から、経年劣化によるモルタルの浮き及び剥離が複数箇所見られる外壁を修繕する。	内容 外壁修繕 222㎡
新 奈良サイエンス・カレッジ	理工系分野を身近に感じ、理工系の職業や学問への興味、関心を喚起し、理工系への進路選択意識を高める。	時期 平成19年8月6日～7日 参加 女性高校生50名 内容 キャンパス体験、研究施設訪問 キャンパスライフガイダンス 職業ガイダンス（理工系）

2. 女性センター事業

NO. 1

事業名	概要		
	趣旨・目的	内容	
講座・セミナー事業			
チャレンジ 支援	女性のための チャレンジ講座	何かにチャレンジしたいと思っている女性が様々なスキルを学び、成果物とともに作り上げることで自信をつけ、各々のチャレンジへのステップアップの機会とする。	時期 5月、6月、1月、2月 9回(8日) 募集 女性30名 内容 講義とワークショップ
	チャレンジ モデルセミナー	様々な分野で活躍している女性を講師に招き、その体験談等を共有することでチャレンジ意欲を高める。	時期 6月～3月 6回(6日) 募集 女性50名 内容 講義 場所 女性センター他
人材 育成	男女共同参画いきいき サポーター養成講座	地域における男女共同参画を啓発・推進する役割を担うサポーターを養成する。 レベル1 男女共同参画を人権の視点に立ち、体系的に学ぶことで、地域リーダーとして活動するために必要なジェンダーに敏感な視点・意識を養う。 レベル2 学んだことを実践していくために必要なコミュニケーション能力等を学び、かつ演習することで、活動に必要な実践的な知識を養う。	時期 6月～12月 14回(11日) 対象 男女共同参画の視点を持ち、基本的な知識を有する者 募集 男女30名 場所 女性センター他 内容 講義とグループワーク
	D V 支援	ドメスティック・バイオレンス被害者支援を考える講座	ドメスティック・バイオレンスの実態、被害女性の心理、暴力をふるう側の問題等を学び、社会全体で被害者を支援していく方法について男女ともに考える。
市 町 村 支 援	市町村男女共同参画 担当者研修会	市町村の担当者が男女共同参画や人権に敏感な視点を学習検証し、事業を進める上で必要な基本的知識を得る。	時期 4月 1回(1日) 対象 市町村男女共同参画・生涯学習・人権問題担当者40名
女性のチャレンジ応援事業			
チャレンジ週間イベント ～チャレンジモデルに 会おう～の開催	チャレンジモデルから活動事例を学び、自らのチャレンジを具体化できる場として週間イベントを開催する。	時期 平成20年3月上旬(5日間) 内容 セミナー、ワークショップ等	

事業名	概要	
	趣旨・目的	内容
働く女性の支援・対策事業		
働く女性のための情報相談	女性の継続就労に必要な情報提供と職場復帰等に関する相談の実施	面接相談（予約制） 電話予約 水曜日 9:00～20:00 土曜日 9:30～18:00 HPによる情報提供 「はたらく女性応援サイトなら」の開設
女性の継続就労調査研究	女性の継続就労に必要な環境について調査研究するとともに、情報交換会での意見をとりまとめ、情報提供する。	優良企業の事例分析 情報交換会 年3回
働く女性のための支援講座	女性が働き続けられる秘訣や工夫を学ぶ講座を開催する。	年2回開催 定員60名
働く女性への広報啓発	仕事と家庭の両立に関する支援情報を巡回展示を通じて情報提供する。	啓発パネル作成 啓発リーフレット 年3回 各10,000部 広報啓発週間イベント 9月、10月（各5日間）
情報・相談事業		
女性相談	女性の様々な問題や悩みに関する電話や面談による相談。	電話相談、面接相談（予約制） 火～金 9:30～18:00 土 9:30～20:00 日・祝 9:30～17:00 弁護士相談（予約制）週3日
男性相談	生き方や子育て、家族、夫婦関係、職場や地域での人間関係等、男性が抱える悩みについての電話による相談	電話相談（月1回） 第3金曜日 17:00～20:00
女性相談機関交流会	県内の女性相談機関の連携強化を目的に情報交換を行う。	年1回開催
女性相談機関研修会	相談員を対象に女性の視点に立った相談が行えるよう資質向上を図る。	年2回開催
情報提供	男女共同参画関連情報の提供、主催事業や男女共同参画をに関するトピックス等を情報発信する。	情報資料コーナー 図書の貸出、行政資料の閲覧 「Vivissimo輝き！」の発行 年2回 各7,000部 HPによる情報提供 「チャレンジサイトなら」の充実
女性団体活動支援事業		
女性団体活動支援	女性団体・女性グループ等を支援するために、活動支援コーナーを設置する。	オープンスペースの提供 ロッカー、パソコン、コピー機等の設置
グループ登録	地域で活動しているグループを登録し、県民、市町村に情報提供する。	グループ活動の紹介 登録グループへの情報提供

市町村男女共同参画・女性行政担当課(室)一覧

(平成19年4月1日現在)

市町村名	担当課(室)名	郵便番号	住所	TEL	FAX
奈良市	市民生活部人権文化推進室男女共同参画課	630-8122	奈良市三条本町8-1 男女共同参画センターあすなら	0742-34-1525	0742-33-6938
大和高田市	市民商工部人権施策課男女共同参画推進室	635-8511	大和高田市大字大中100-1	0745-22-1101	0745-52-2801
大和郡山市	市民生活部人権施策推進課男女共同参画係	639-1198	大和郡山市北郡山町248-4	0743-53-1151	0743-53-1049
天理市	市民部男女共同参画課	632-0035	天理市守目堂町89 男女共同参画プラザ	0743-68-2666	0743-68-2665
橿原市	企画調整部人権施策課男女共同参画室	634-8586	橿原市八木町1-1-18	0744-22-4001	0744-21-4112
桜井市	市民部人権課人権係	633-8585	桜井市大字粟殿432-1	0744-42-9111	0744-42-9140
五條市	生活産業部人権施策課女性施策係	637-8501	五條市本町1-1-1	0747-22-4001	0747-22-8210
御所市	人権同和対策課男女共同参画係	639-2298	御所市1-3	0745-62-3001	0745-62-5425
生駒市	教育委員会生涯学習部女性青少年課	630-0288	生駒市東新町8-38	0743-74-1111	0743-74-9100
香芝市	市民生活部人権・共同参画課	639-0292	香芝市本町1397	0745-76-2001	0745-78-3830
葛城市	市民生活部人権政策課男女共同参画係	639-2195	葛城市柿本166	0745-69-3001	0745-69-6456
宇陀市	市民環境部人権施策課	633-0292	宇陀市榛原区下井足17-3	0745-82-2147	0745-82-7234
山添村	総務課人権啓発室	630-2344	山辺郡山添村大字大西151	0743-85-0041	0743-85-0219
平群町	総務財政課男女共同参画係	636-0932	生駒郡平群町吉新1-1-1	0745-45-1001	0745-45-6619
三郷町	人権推進課	636-0821	生駒郡三郷町立野北1-36-39 ふれあい交流センター	0745-34-0117	0745-34-0118
斑鳩町	総務部企画財政課政策企画調整係	636-0198	生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12	0745-74-1001	0745-75-4455
安堵町	総務課	639-1095	生駒郡安堵町大字東安堵958	0743-57-1511	0743-57-1526
川西町	総務部企画財政課	636-0202	磯城郡川西町大字結崎28-1	0745-44-2211	0745-44-4734
三宅町	総務課	636-0213	磯城郡三宅町大字伴堂689	0745-44-2001	0745-43-0922
田原本町	総務部企画財政課企画調整係	636-0392	磯城郡田原本町890-1	07443-2-2901	07443-2-2977
曾爾村	ふれあい推進課	633-1216	宇陀郡曾爾村大字山粕1665 ふれあいセンター内	0745-94-2731	0745-96-2731
御杖村	総務課人権施策グループ	633-1302	宇陀郡御杖村大字菅野368	0745-95-2001	0745-95-6800
高取町	住民福祉課	635-0154	高市郡高取町大字観音寺990-1	0744-52-3334	0744-52-4063
明日香村	教育委員会教育課公民館係	634-0141	高市郡明日香村大字川原91-1	0744-54-3636	0744-54-4647
上牧町	住民福祉部福祉課人権啓発係	639-0293	北葛城郡上牧町大字上牧3350	0745-76-1001	0745-77-6671
王寺町	総務部企画財政課政策情報管理係	636-8511	北葛城郡王寺町王寺2-1-23	0745-73-2001	0745-32-6447
広陵町	総務部総務課企画調整係	635-8515	北葛城郡広陵町大字南郷583-1	0745-55-1001	0745-55-1009
河合町	教育委員会生涯学習課人権対策係	636-0053	北葛城郡河合町池部2-13-1	0745-57-2271	0745-57-1165
吉野町	教育委員会事務局社会教育グループ	639-3111	吉野郡吉野町大字上市77-1	0746-32-0190	0746-32-8875
大淀町	総務課	638-8501	吉野郡大淀町大字松本2090	0747-52-5501	0747-52-4310
下市町	教育委員会社会教育係	638-0041	吉野郡下市町大字下市3071	0747-52-1711	0747-52-5159
黒滝村	住民課	638-0292	吉野郡黒滝村大字寺戸77	0747-62-2031	0747-62-2569
天川村	住民課	638-0392	吉野郡天川村大字沢谷60	0747-63-0321	0747-63-0329
野迫川村	総務課女性施策係	648-0392	吉野郡野迫川村大字北股84	0747-37-2101	0747-37-2107
十津川村	総務課総務係	637-1333	吉野郡十津川村大字小原225-1	0746-62-0001	0746-62-0210
下北山村	住民課男女共同参画推進係	639-3803	吉野郡下北山村大字寺垣内983	07468-6-0001	07468-6-0377
上北山村	住民課女性対策係	639-3701	吉野郡上北山村大字河合330	07468-2-0001	07468-3-0265
川上村	教育委員会社会教育係	639-3553	吉野郡川上村大字迫590-1	0746-52-0144	0746-52-0240
東吉野村	総務企画課庶務係	633-2492	吉野郡東吉野村大字小川99	0746-42-0441	0746-42-0446

都道府県・政令指定都市 男女共同参画担当課(室)一覽

(平成19年4月1日現在)

都道府県 政令都市	担当課(室)名	郵便番号	住所	TEL	FAX
北海道	環境生活部 生活局参事 男女平等参画部グループ	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5217	011-232-3640
青森県	環境生活部 青少年・男女共同参画課 男女共同参画グループ	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9228	017-734-8050
岩手県	環境生活部 青少年・男女共同参画課	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5348	019-629-5354
宮城県	環境生活部 男女共同参画推進課	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2568	022-211-2392
秋田県	生活環境文化部 男女共同参画課	010-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-1555	018-860-3895
山形県	文化環境部 女性青少年政策室	990-8670	山形市松波2-8-1	023-630-2668	023-624-9908
福島県	生活環境部 人権男女共生グループ	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7188	024-521-7887
茨城県	知事公室 女性青少年課 男女共同参画グループ	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-2178	029-301-2189
栃木県	県民生活部 青少年男女共同参画課	320-8501	宇都宮市埴田1-1-20	028-623-3074	028-623-3150
群馬県	総務局 人権男女共同参画課 人権男女同和グループ	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2902	027-220-4424
埼玉県	総務部 男女共同参画課	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-2921	048-830-4755
千葉県	総合企画部 男女共同参画課	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2372	043-222-0904
東京都	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画室	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5388-3189	03-5388-1331
神奈川県	県民部 人権男女共同参画課	231-8588	横浜市中区日本大通り1	045-210-3640	045-210-8832
新潟県	県民生活・環境部 男女平等社会推進課	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5141	025-280-5166
富山県	生活環境文化部 男女参画・ボランティア課	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3137	076-444-3479
石川県	県民文化局 男女共同参画課	920-8580	金沢市丸1-1-1	076-225-1376	076-225-1374
福井県	総務部 男女参画・県民活動課	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0319	0776-20-0632
山梨県	企画部県民室 男女共同参画課	407-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1358	055-223-1335
長野県	企画局 人権・男女共同参画課	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7102	026-235-7389
岐阜県	環境生活部 男女参画青少年課	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111(内2424)	058-272-0810
静岡県	県民生活局 男女共同参画室	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-3122	054-221-2642
愛知県	県民生活部 社会活動推進課 男女共同参画室	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6179	052-954-6910
三重県	生活部 男女共同参画室	514-8570	津市広明町13番地	059-224-2225	059-224-3069
滋賀県	政策調整部 男女共同参画課	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3070	077-528-4807
京都府	府民労働部 女性政策課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4291	075-414-4293
大阪府	生活文化部 男女共同参画課	540-8570	大阪市中央区大手前2-1-11	06-6942-3821	06-6944-6648
兵庫県	県民政策部 地域協働局 男女家庭課	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3160	078-362-5035
奈良県	生活環境部 男女共同参画課	630-8501	奈良市登大路町30番地	0742-27-8729	0742-24-5403
和歌山県	環境生活部 共生推進局 男女共生社会推進課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2510	073-441-2514
鳥取県	企画部 男女共同参画推進課	680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7077	0857-26-8107
島根県	環境生活部 環境生活総務課 男女共同参画室	690-8501	松江市殿町1	0852-22-5245	0852-22-5098
岡山県	生活環境部 男女共同参画課	700-8570	岡山市内山下2-4-6	086-226-0553	086-225-2949
広島県	県民生活部総務管理局人権・男女共同参画室	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-2746	082-227-2549
山口県	環境生活部 男女共同参画課	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-2630	083-933-2639
徳島県	県民環境部 男女参画青少年課	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2177	088-621-2831
香川県	総務部 県民活動・男女共同参画課	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3197(直通)	087-831-1165
愛媛県	県民環境部 管理局 男女参画課	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2330	089-933-4083
高知県	文化環境部 男女共同参画・NPO課	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9769	088-823-9879
福岡県	生活労働部 男女共同参画推進課	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3391	092-643-3392
佐賀県	くらし環境本部 男女共同参画課	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7062	0952-25-7332
長崎県	県民生活部 男女共同参画室	850-0862	長崎市出島町2-11 出島交流会館3F	095-822-4729	095-822-4739
熊本県	総務部 男女共同参画・パートナーシップ推進課	862-8570	熊本市水前寺6-18-1	096-333-2287	096-387-3940
大分県	生活環境部 県民生活・男女共同参画課	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-3047	097-506-1744
宮崎県	地域生活部 青少年男女参画課	880-8501	宮崎市橋通東2-10-1	0985-26-7040	0985-32-4464
鹿児島県	生活環境部 青少年男女共同参画課 男女共同参画係	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2563	099-286-5541
沖縄県	文化環境部 平和・男女共同参画課	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2500	098-866-2589
札幌市	市民まちづくり局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2962	011-218-5164
仙台市	企画市民局 市民生活部 男女共同参画課	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1	022-214-6143	022-214-6140
新潟市	市民生活部 男女共同参画課	951-8550	新潟市中央区学校町通1-602-1	025-226-1061(直通)	025-228-2219
千葉市	市民局 生活文化部 男女共同参画課	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5060	043-245-5539
横浜市	市民活力推進局 男女共同参画推進課	231-0017	横浜市中区港町1-1	045-671-2035	045-663-3431
川崎市	市民局 人権・男女共同参画室	210-8577	川崎市川崎区宮本町1番地	044-200-2300	044-200-3914
浜松市	企画部 男女共同参画課	430-8652	浜松市中区元城町103-2	053-457-2561	053-457-3552
名古屋市	総務局 総合調整部 男女平等参画推進室	460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1	052-972-2234	052-972-4112
京都市	文化市民局 共同参画社会推進部 男女共同参画推進課	604-8571	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前488	075-222-3091	075-222-3223
大阪市	市民局 市民部 男女共同参画担当	530-8201	大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-9156	06-6202-7073
神戸市	市民参画推進局 市民生活部 男女共同参画課	650-8570	神戸市中央区加納町6-5-1	078-322-5179	078-322-6034
広島市	市民局 人権啓発部 男女共同参画室	730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34	082-504-2108	082-504-2609
福岡市	市民局 男女共同参画部 男女共同参画課	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1	092-711-4107	092-733-5555
北九州市	総務市民局 男女共同参画推進部	803-8501	北九州市小倉北区内1-1	093-582-2405	093-582-2624
さいたま市	市民局 生活文化部 男女共生推進課	330-9588	埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4-4	048-829-1231	048-829-1969
静岡市	総務局 企画部 男女共同参画課	420-8602	静岡市葵区追手町5-1	054-221-1349	054-221-1295
堺市	市民人権局 男女共同参画推進課	590-0078	堺市境区南瓦町3-1	072-228-7408	072-228-8070